

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
183	地方に対する規制緩和	教育・文化	文化財保護行政の所管組織の選択制	現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」により教育委員が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようにする。	・平成19年の地教法の改正によりスポーツに関することが首長部局でも実施可能となった。鳥取県においては競技スポーツ等に関する事務について首長部局で実施することにより、観光振興、地域活性化と一体となった組織が可能となり、ジャマイカの陸上チームの合宿地に選ばれるなど、首長部局で実施することによる効果があった。 ・道路建設に伴い行われる埋蔵文化財の発掘調査については、工事計画にあわせ首長部局から教育委員会に委託することにより実施されているが、文化財に関する事務を首長部局で実施することにより、調査手続きが簡素化できるとともに、貴重な遺構等が発見された場合、ルートや工法の変更、遺構見学者のための駐車場の整備などと迅速に対応が可能となる。 ・文化財の学術的価値を十分に踏まえた上で、首長部局の複数部局が横断的に連携することにより、観光、畜工、地域振興など視点から、新たな地域資源として活用することについてスムーズな検討が可能となる。 例) テーマ性をもった観光ルートの設定(点としての文化財の指定から面としての活用へ) ・文化財を核としたまちづくりの推進 ・伝統工芸品などの振興による産業の活性化 など ・鳥取県の中部地震の復興については、住宅の復旧が6割程度なのにに対し、伝統的建造物群の文化財については1割も修繕が終わっていないなど、復旧事業が遅れている状況にある。	「地方の魅力や産業の付加価値を生み出す拠点として地域活性化や地域経済への波及などの効果が期待できる重要な文化資産である文化財の保護・保存・活用までを、学術的価値を十分に踏まえた上で、観光振興や産業振興を担う首長部局で一体的に実施すること、既存の文化行政の特組みにとらわれず、様々な分野と連動した柔軟な文化財の活用を図ることができ、新たな社会的・経済的価値の創出が期待できる。」 また、災害復旧への迅速かつ機動的な対応を可能にするため、首長部局が文化財行政も所管できるようにすることが必要である。 なお、首長部局において文化財の保護と活用の両面を実施することにより懸念される、保護の側面が後退しないよう、文化財の保護等の学術的側面に明るい専門家を職員として配置するとともに、現在、教育委員会に条例の定めるところにより設置することができる、とされている「地方文化財保護審議会」について、首長部局への移管の阻害は置けないものとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 文化財保護法	内閣官房、文部科学省	高取県、山口県、徳島県	なし	ひたちなか市、徳島市	○文化財の活用観点から考えた場合、部局が異なっていることにより、横の連携がうまくいかず、史料の整備・インフラ整備等、別々に実施・作成するケースが多く、効率が悪い。市長部局が埋蔵文化財を含めた文化行政も所管できるような制度改正が必要に思われる。 ○文化財を活用した地域活性化の施策の必要性が全国的に求められている現状、本市においても文化財の本質的価値を維持しながら、地域の歴史や文化を魅力的な形で伝え、文化財の新たな活用施策を展開するための取り組みをはじめている。今後、文化財の活用については、教育委員会部局だけでなく、都市整備部、経済部、市民環境部において横断的に歴史・文化に関わる施策を行っている市長部局と横断的・一体的な実施により施策効果を高めることが期待できる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律における文化財保護に係る事務の所管については、平成25年12月13日中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で「文化財保護に関する事務については、政治的中立性と継続性・安定性の確保が求められる。そのほか、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失、毀損すれば復旧回復が不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要があるため、」教育行政部が担当する必要がある。」と整理している。 これに加え、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」においては、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」としており、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げている。 また、実態としては、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっているところ。なお、支障として円滑な連携が図られない恐れは提案にあげられているが、所管がどこにあったとしても文化財部局と他の部局との緊密な連携は重要であり、必ずしも首長部局に所管がないことのみ起因するものではないと考える。 なお、文化庁の機能強化の観点から、様々な検討を始めているところ。 文化財保護に係る事務の所管についても、そうした議論の中で、過去の議論や運用実態等も整理し、4つの要請に応える制度的な仕組みを検討することとなる。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について検討しており、年内を目途に結論を出す予定であるため、同調査会における検討課題として取り扱われることとなる。
224	地方に対する規制緩和	教育・文化	文化財を活用した観光振興、地域振興を図るための法制の見直し	文化財の保護に関する事務を都道府県知事の直接実施できるように、地教法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)の改正を求めるもの。具体的には、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理・執行できるようにするもの。	【支障事例】 国はもとより、地方を挙げて文化財を活用した観光振興や地域振興が進められている中、文化財の保護に関する事務は、地教法第23条の規定により、教育委員会から都道府県知事に移管できないこととなっている。 大分県では、平成30年開催予定の「第33回全国文化祭おいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭おいた大会」をはじめとして、同年の「国東半島半佐地域・六郷瀧山開山1300年誘客キャンペーン」や「世界温泉地サミット」など、文化財を活用した地域振興を図る絶好の機会が控えているが、現行法では、文化財関係の重要な意思決定は教育委員会が行うことから、機動性に欠けることとし、観光・地域振興部門との連携が図れないおそれがある。 【具体的な支障事例】 掛けむら景観保存事業(所管:文化庁)とまちづくりとの連携について ・平成24年大分県別府市の明勝・軟輪地区が重要文化財景観「別府の掛けむら景観」に選定された。所管は別府市教育庁と大分県教育庁が担当(いずれも文化庁所管)。 ・一方で、同地区内で「まちづくり交付金事業」(所管:国土交通省)による温泉を活用した地獄蒸し工房建設が進行。所管は別府市首長部局と大分県首長部局が担当。(いずれも観光振興所管課) ・文化庁からは、「工房建設については、市が策定した掛けむら景観保存事業計画に記載がなく、そもそも文化的価値にもなっていない。」とする旨の報告があった。 ・黒紙や文化財保存に係る事業(文化財保護)とまちづくり事業(観光・地域振興)の執行管理を一体的・一元的に実施する体制ができていれば、こうした問題は未然に防げることができたと考えられている。	【効果】 知事(知事部局)が文化財保護行政を直接実施することが可能になることで、文化財の「保護」と「活用」の一体的な実施が、より効果的な観光振興、地域振興、ひいては地方創生を図ることが可能。 【効果】 知事(知事部局)が文化財保護行政を直接実施することが可能になることで、文化財の「保護」と「活用」の一体的な実施が、より効果的な観光振興、地域振興、ひいては地方創生を図ることが可能。 【効果】 知事(知事部局)が文化財保護行政を直接実施することが可能になることで、文化財の「保護」と「活用」の一体的な実施が、より効果的な観光振興、地域振興、ひいては地方創生を図ることが可能。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第102号)第23条第1項第2号	内閣官房、文部科学省	大分県			地方教育行政の組織及び運営に関する法律における文化財保護に係る事務の所管については、平成25年12月13日中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」で「文化財保護に関する事務については、政治的中立性と継続性・安定性の確保が求められる。そのほか、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失、毀損すれば復旧回復が不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要があるため、」教育行政部が担当する必要がある。」と整理している。 これに加え、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」においては、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」としており、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げている。 また、実態としては、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっているところ。なお、支障として円滑な連携が図られない恐れは提案にあげられているが、所管がどこにあったとしても文化財部局と他の部局との緊密な連携は重要であり、必ずしも首長部局に所管がないことのみ起因するものではないと考える。 なお、文化庁の機能強化の観点から、様々な検討を始めているところ。 文化財保護に係る事務の所管についても、そうした議論の中で、過去の議論や運用実態等も整理し、4つの要請に応える制度的な仕組みを検討することとなる。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会において文化財保護法改正を視野に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について検討しており、年内を目途に結論を出す予定であるため、同調査会における検討課題として取り扱われることとなる。	
289	地方に対する規制緩和	教育・文化	公立博物館の所管を地方公共団体の首長とするとの容認	国の観光ビジョンや成長戦略に呼応し、歴史文化資源を地方公共団体の首長とするとの容認	【博物館法をめぐる現状の観点か】 全国の博物館の3/4を占める首長所管博物館と、その学芸員に法的根拠がなく、信頼性の向上や安定的人材確保につながっていない。 【文化財の活用の観点から】 国で提唱している「文化芸術資源を活用した経済活性化」について、本道でも知事所管の「北海道博物館」や、明治初期からの歴史建造物を移築復元した野村博物館「北海道開拓の村」等にあって、インバウンド拡大に向けた取組を展開中。登録博物館は、教育委員会から首長部局への事務委任等が可能だが、行政資源の最大活用やスピード感ある施策展開には、首長が最終決定できる体制が必要。登録博物館の「設置及び運営上望ましい基準」(法8条)を首長所管博物館に当てはめ、質の維持・高度化が必要。 【博物館のネットワークの観点から】 国と他の博物館の緊密な連携協力等(法3条)が高まる中、2020年開設の「国立アイヌ民族博物館」を核に全国連携や、大規模災害に備えた応援体制の確立が急務。国内博物館が登録博物館として連携することが必要。	多数の首長所管博物館の登録により、制度の枠を大きくし、国内外の信頼性やステータスの向上、長期・安定的な高度人材の確保育成が可能。 博物館の魅力・利便性の向上と地方創生の両面に貢献。法の基準に基づく評価等を通じ、博物館のあるべき質と持続的な運営を保持し進化・発展を誘導できる。 2020年を見据えアイヌ文化復興の全国連携ネットワーク構築に貢献。博物館間の協働企画、ノウハウの共有、災害時の資料移送・洗浄・修復対策等応援体制を円滑化できる。	博物館法第19条	文部科学省	北海道	群馬県、三重県	○県内一部の自治体では、博物館の所管を首長部局に移管するために、登録博物館から博物館相当施設に変更し事例があり、博物館の建管を生かせる制度改正が望まれる。 ○本県においては、条例・規則の改廃及び博物館協議会委員の任免等については教育委員会が可能となっているが、平成27年に文部科学省が実施した事務委任・補助執行の調査によると、その実施率は低い状況にある。 ※博物館に関する事務について事務委任又は補助執行を行っている自治体59/1777自治体(約3.3%) こうした中、現在、社会教育機関の施設の管理及び整備については、構造改革特区における特例措置により首長部局に権限移譲ができることとなり、現在、その全国展開の可能性について検討しているが、平成29年3月の構造改革特区本部評価・調査委員会教育部会においては、全国展開が可能となる条件として、以下の内容が含められている。 ①社会・経済的効果(施設利用者数の増加等)が見られること ②要件・手続き上の課題(教育活動における支障、安全管理上の課題等)を克服できていること ③関係機関間・学校・地域における合意形成等の問題が生じていないことが確認されること もその上、教育の政治的中立性が確保し担保されるとともに、学校等施設等の管理及び整備について、教育委員会が担うべき。効果的かつ効果的に実施されること。また、学術的に明らかにし、同時に、御提案において、「行政資源の最大活用やスピード感ある施策展開には、首長が最終決定できる体制が必要」とあるが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整等を行う場として、地方公共団体の長は総合教育会議を設けることとされており、首長のリーダーシップを発揮できるようになっている。 以上のように、本件については、中教審答申において、教育行政部局が担うべきとの結論が出されておらず、また、関連して現在実施可能な措置についても整理すべき様々な論点があることから、直ちに、教育委員会から所管を移すことは困難である。 一方、「大規模災害」や「一部施設活用の実現」などの政府全体の重要な政策課題により積極的に取り組むため、文部科学省としても、教育政策全体の在り方について総合的な検討を行うこととしており、その一環として、博物館行政も含む社会教育政策に係る諸課題についても扱うこととなる。その中で、本件についても、事務委任・補助執行等の状況や特区における評価等の状況も踏まえつつ、具体的な対応策について検討してまいりたい。	博物館を含む社会教育行政の所管については、平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の進め方について」及び平成25年12月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」の双方において、政治的中立性の確保や学校教育との連携の要請等から、教育行政部局が担うべきとの結論が出されており、その考え方は現在においても変わりはない。 なお、現在でも、地方自治法180条の7の規定に基づき事務委任・補助執行により、柔軟な運用が可能となっているが、平成27年に文部科学省が実施した事務委任・補助執行の調査によると、その実施率は低い状況にある。 ※博物館に関する事務について事務委任又は補助執行を行っている自治体59/1777自治体(約3.3%) こうした中、現在、社会教育機関の施設の管理及び整備については、構造改革特区における特例措置により首長部局に権限移譲ができることとなり、現在、その全国展開の可能性について検討しているが、平成29年3月の構造改革特区本部評価・調査委員会教育部会においては、全国展開が可能となる条件として、以下の内容が含められている。 ①社会・経済的効果(施設利用者数の増加等)が見られること ②要件・手続き上の課題(教育活動における支障、安全管理上の課題等)を克服できていること ③関係機関間・学校・地域における合意形成等の問題が生じていないことが確認されること もその上、教育の政治的中立性が確保し担保されるとともに、学校等施設等の管理及び整備について、教育委員会が担うべき。効果的かつ効果的に実施されること。また、学術的に明らかにし、同時に、御提案において、「行政資源の最大活用やスピード感ある施策展開には、首長が最終決定できる体制が必要」とあるが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整等を行う場として、地方公共団体の長は総合教育会議を設けることとされており、首長のリーダーシップを発揮できるようになっている。 以上のように、本件については、中教審答申において、教育行政部局が担うべきとの結論が出されており、また、関連して現在実施可能な措置についても整理すべき様々な論点があることから、直ちに、教育委員会から所管を移すことは困難である。 一方、「大規模災害」や「一部施設活用の実現」などの政府全体の重要な政策課題により積極的に取り組むため、文部科学省としても、教育政策全体の在り方について総合的な検討を行うこととしており、その一環として、博物館行政も含む社会教育政策に係る諸課題についても扱うこととなる。その中で、本件についても、事務委任・補助執行等の状況や特区における評価等の状況も踏まえつつ、具体的な対応策について検討してまいりたい。	
304	地方に対する規制緩和	教育・文化	国指定重要文化財の保存修理を行う「主任技術者」既承認団体への委託時における設計監理費の根拠の明確化	国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合には、当該補助金交付要綱に基づき、文化庁の承認を受けた主任技術者を使用する必要がある。また、「登録有形文化財建造物修理の設計管理」にかかる技術的指導については(平成29年6月5日庁保健第181号)において、主任技術者について、承認を受けた者の属する団体が定められており、この団体以外については、必要に応じて補助事業ごとに承認を行うこととされている。しかしながら、既承認団体に委託する際の設計監理費は、通常の建築工事に比して著しく高額であるとともに、その積算根拠が明示されないため、予算執行上の説明責任に苦慮している。一方で、補助事業ごとに「主任技術者」10名承認を得るためには、重要文化財建造物の修理又は施工監理等の「実務経験年数」を満たす必要があるが、実質的に既承認団体の在籍者、過去に籍していた者以外は承認基準を満たすことができず、新規参入の障壁となっているのではないかと懸念される。 そのため、国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合の、「主任技術者」既承認団体への委託時における設計監理費の根拠の明確化が必要である。	国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合には、当該補助金交付要綱に基づき、文化庁の承認を受けた主任技術者を使用する必要がある。また、「登録有形文化財建造物修理の設計管理」にかかる技術的指導については(平成29年6月5日庁保健第181号)において、主任技術者について、承認を受けた者の属する団体が定められており、この団体以外については、必要に応じて補助事業ごとに承認を行うこととされている。しかしながら、既承認団体に委託する際の設計監理費は、通常の建築工事に比して著しく高額であるとともに、その積算根拠が明示されないため、予算執行上の説明責任に苦慮している。一方で、補助事業ごとに「主任技術者」10名承認を得るためには、重要文化財建造物の修理又は施工監理等の「実務経験年数」を満たす必要があるが、実質的に既承認団体の在籍者、過去に籍していた者以外は承認基準を満たすことができず、新規参入の障壁となっているのではないかと懸念される。 そのため、国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合の、「主任技術者」既承認団体への委託時における設計監理費の根拠の明確化が必要である。	・登録有形文化財建造物修理の設計管理にかかる技術的指導については(平成29年6月5日庁保健第181号) ・文化財保存事業費関係補助金交付要綱 ・指定文化財管理費国庫補助要項	文部科学省	浜田町	ひたちなか市、豊橋市、徳島市	○主任技術者既承認団体への業務委託時の設計管理費の積算根拠が明示されていないため、予算要求時の詳細な査定は困難であり、結果として、国指定重要文化財建造物の保存修理を行う場合の設計監理費用は高額なものとなっている。 ○本市では国指定重要文化財の保存活用計画の策定や耐震診断事業を実施している。これらの事業においては、文化財建造物に関する専門的な知識や経験を有する主任技術者が携わる必要があることから、文化庁が承認する主任技術者が所属する団体へ業務委託している。これらの業務を発注する際の設計書の作成については、専門業務であることから本市の建築設計担当部署では対応できず、見積設計を行うことから設計金額の根拠が明確にすることができず、国庫補助事業として予算執行の説明が十分にできないことに支障がある。	文化財建造物の修理は、通常の建造物修理に比べて、文化財価値を損なわない配慮が必要であり、そのため工期が長くなったり、多額の経費を要することも珍しくない。また、修理の質を担保するため、国庫補助事業においては、文化庁が行っている文化財建造物修理主任技術者講習会を卒業し、文化財建造物の保存・修理における専門的知識・技能を身につけた者を主任技術者と用いていることと定めるなどの措置をとっている。なお、設計管理を委託する際の設計管理費の積算については、個々の委託先との協議を行っているものであり、文化庁は関与していない。また、文化財建造物は多様であり、保存修理工事の内容も個々に異なることから、公定の単価、料金表のようなものを作成することは困難である。個別の事例については、委託先の団体と十分協議すべきものであり、文化庁としては提案を受け入れることはできない。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
地方分権に関する提案募集は、現在、国が持つ権限の移譲や規制の緩和を求めるものであり、第1次回答の前段に過去の審申等を記載いただいた趣旨は、現在どのような考え方に基づき運用されているかについて状況説明するためであると考え。なお、平成17年12月9日地方制度調査会答申「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」においては、「地方公共団体の執行機関の組織の形態等については可能な限り地方公共団体が地域の実情に応じて選択できるようにすることが重要である。」「文化財保護などもきめ、公立小・中・高等学校における学校教育以外の事務については、地方公共団体の判断により長が所管するか、教育委員会が所管するかを選択を幅広く認める措置を直ちに講ずることとすべき。」としており、こうした観点からの検討も必要と考え。今回の提案は、文化財を観光資源として活用するに当たり、より効果的・効率的な施策展開が可能となるよう、文化財保護行政を地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようにすること、また、公費により実施した文化財等の復旧事業等を地方自治体の判断により事業着手できるようにすることを求めるものであり、文化財保護を確かにし、活用に優先するものではない。なお、文化財保護行政上の4つの要請については、提案団体ヒアリングで述べたとおり、制度的な仕組みを検討するなどにより担保できるものとする。また、地方自治法に基づく事務委任・補助執行等により柔軟な運用が可能との回答であるが、事務委任又は補助執行は、首長自身に職務権限を移すものではないため、事務権限者と管理・執行権限者(教育長)が異なることで国に対する申請手続などで不一致が生じ、責任の所在が不明確となることや書類の決裁等により、政策の意思決定までに時間がかかるといった課題があり、不十分である。今後、当該提案に係る方針決定を文化審議会文化財分科会企画調査会に委ねるのであれば、当該審議会において、可及的速やかに結論が得られるよう検討を行うとともに、検討に当たっては、提案団体や地方の意見を反映する機会を設けていただき、今回の提案内容の実現に向けた前向きな議論が行われるようお願いしたい。				〔全国知事会〕文化財保護行政について、教育委員会が所管するか、長が所管するかは、地方公共団体が判断できるようにすべきである。〔全国市長会〕提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえると、文化財や博物館等の資源を適切に保護した上で積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなどと一体的に実施することが効果的であると考え。この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することを可能とすべきではないか。○「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等により担保可能ではないか。○「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘であるが、実態は、「政策の意思決定までに時間がかかる」、「責任の所在が不明」等の問題も指摘されていることから、首長部局への移管を可能とするという選択も用意すべきではないか。○年末の閣議決定に向け、一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。○また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していかお示しいただきたい。○移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を文化庁及び文部科学省初等中等教育局で検討されるということか。	現在、文化審議会文化財分科会企画調査会においては、これからの文化財の保存と活用の在り方について大臣諮問を受け検討を行っていることであり、地方における文化財保護に係る所管についてもそうした議論の中で取り扱われていること。企画調査会は来月に審議の中間まとめを取りまとめ、文化財の所管については次のとおり記載された。○文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめ(H29.8.31)「文化財保護の所管は教育委員会となっているが、量規・まちづくり行政や観光行政などの行政分野も視野に入れた総合的な一体的な組織を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において準げられている。文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点(専門的・技術的判断の確保等)を十分に勘案して検討することが必要である(附注1)。(附注1)平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性・継続性・安定性の確保」「関係行為の均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げ、これらに要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。」現在は、中間まとめのパブリックコメントと行うとともに、企画調査会においては関係団体へのヒアリングも実施中。提案団体や地方公共団体の意見については9月14日開催の企画調査会においてヒアリングを実施したこと。今後は、パブリックコメントやヒアリング等の意見も踏まえ、4つの要請への担保の在り方等について検討を進め、年内を目途に結論を出す予定。なお、移管を可能とするには法改正が必要であり、主に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律がこれに関係する法律であるが、いずれにしても、今後の文化審議会における検討結果を踏まえて必要な対応を進めることとなる。	6〔文部科学省〕(8)文化財保護法(昭25法214)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 地方の文化財保護に関する事務(地方教育行政の組織及び運営)に関する法律21条(14号)については、文化財保護に関して優れた識見を有する者により構成される審議会を置くものとする。文化財保護に知見を有する職員を配置することなど、専門的・技術的判断の確保等の措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が管理し、執行することを可能とする。
文化財行政について、地方分権の観点から、自治体がふさわしいと考える組織編成を「選択」できるよう、制度改正を求めるもの。当所、従来の「保存と継承」や「専門性・客観性の重視」は前提としながらも、さらに「活用」の視点を加えること、自治体の地域づくりや観光振興における「文化財の新たな価値」が一体的・調和的に生み出されるものと考えている。政治的中立性の確保など、文化審議会文化財分科会が示した4つの要請については、制度的な措置を講じることにより担保可能であるので、自治体の選択の余地が広がるよう、前向きな対応をお願いしたい。		〔全国知事会〕文化財保護行政について、教育委員会が所管するか、長が所管するかは、地方公共団体が判断できるようにすべきである。〔全国市長会〕提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえると、文化財や博物館等の資源を適切に保護した上で積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなどと一体的に実施することが効果的であると考え。この観点に加え、地方自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点からも、地方公共団体の選択により、文化財保護の事務を教育委員会から首長部局に移管することを可能とすべきではないか。○「文化財保護行政上の要請」(4つの要請)については、地方文化財保護審議会の活用や、条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うこと、文化財保護に関する有識者への意見聴取を行うこと等により担保可能ではないか。○「地方自治法に基づく事務委任・補助執行等によって柔軟な運用が可能となっている。」との指摘であるが、実態は、「政策の意思決定までに時間がかかる」、「責任の所在が不明」等の問題も指摘されていることから、首長部局への移管を可能とするという選択も用意すべきではないか。○年末の閣議決定に向け、一定の結論が得られるよう、文化審議会企画調査会における検討を早急に進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。○また、検討に当たって、提案団体や地方の意見をどのように反映していかお示しいただきたい。○移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を文化庁及び文部科学省初等中等教育局で検討されるということか。	現在、文化審議会文化財分科会企画調査会においては、これからの文化財の保存と活用の在り方について大臣諮問を受け検討を行っていることであり、地方における文化財保護に係る所管についてもそうした議論の中で取り扱われていること。○文化審議会文化財分科会企画調査会中間まとめ(H29.8.31)「文化財保護の所管は教育委員会となっているが、量規・まちづくり行政や観光行政などの行政分野も視野に入れた総合的な一体的な組織を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上についても検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において準げられている。文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点(専門的・技術的判断の確保等)を十分に勘案して検討することが必要である(附注1)。(附注1)平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性・継続性・安定性の確保」「関係行為の均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げ、これらに要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。」現在は、中間まとめのヒアリングコメントと行うとともに、企画調査会においては関係団体へのヒアリングも実施中。提案団体や地方公共団体の意見については9月14日開催の企画調査会においてヒアリングを実施したこと。今後は、パブリックコメントやヒアリング等の意見も踏まえ、4つの要請への担保の在り方等について検討を進め、年内を目途に結論を出す予定。なお、移管を可能とするには法改正が必要であり、主に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律がこれに関係する法律であるが、いずれにしても、今後の文化審議会における検討結果を踏まえて必要な対応を進めることとなる。	6〔文部科学省〕(8)文化財保護法(昭25法214)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 地方の文化財保護に関する事務(地方教育行政の組織及び運営)に関する法律21条(14号)については、文化財保護に関して優れた識見を有する者により構成される審議会を置くものとする。文化財保護に知見を有する職員を配置することなど、専門的・技術的判断の確保等の措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が管理し、執行することを可能とする。		
○文科省の「新しい時代の博物館制度の在り方について」(H19年6月)では、「登録博物館や相当施設の水準にあるにもかかわらず、博物館類似施設に留まっている施設が相当数存在している。このような状況では、博物館登録制度が我が国の博物館の活動の基盤を形成しているとは言いがたい状況である」と登録制度の形骸化が指摘されており、また、平成25年12月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」では、「文化財を除く文化に関する事務や学校教育を除くスポーツに関する事務は、原則として首長の事務」とされているところである。○一方、現在、国においては、『日本再興戦略2016』等で「文化芸術資源を活用した経済活性化」が掲げられており、地域の歴史や文化、成り立ちなどを学び、訪れる人の知的好奇心を刺激する、地域の中枢施設である博物館を活用したさらなる地域の活性化が課題と考えられる中で、本提案の趣旨は、あくまでも博物館の政治的中立性を担保することを前提として、観光振興や地域創生に活用し、より多くの方に利用いただき、国民の文化的向上や経済活性化の取組を加速化して行うとするものである。○上記の政治的中立性については、北海道においては、知事の附属機関であり、民間等の有識者で構成され、博物館の事業に関する重要事項を調査審議する「北海道立総合博物館協議会」や、同じく民間等の有識者で構成され、文化振興に関する重要事項を調査審議する「北海道文化審議会」を設置しており、これらの機関で博物館に関する審議も可能であることから、首長部局においても引き続き担保は可能である。○事務委任・補助執行については、現在、すでに知事部局が所管する博物館は、教育委員会所管に移管した上で、事務を承継することにより、二次手間であり、条例改正や、博物館協議会の委員任命など重要な事務の決定権が教育委員会に移ると、迅速な事務の執行が困難となる。○また、総合教育会議は、知事と教育委員会が重点的に講ずべき施策や緊急の場合に講ずべき措置などについて、協議及び事務の調整を行うための場であり、この会議を活用したとしても、知事の下での一元的なリーダーシップを確保し、事務の執行と同等の対応ができるものではない。○本道においては、国の観光ビジョンや成長戦略に呼応し、歴史文化資源を地方創生につなげるため、2020年開設予定の「国立アイヌ民族博物館」と共鳴する公立博物館との協働体制を確立したいと考えている。これに向けた体制整備を早急に行うことができるよう、特区の評価を待たず、可及的速やかに提案の実現に向けた積極的な検討を進めていただきたい。		〔全国知事会〕博物館について、教育委員会が所管するか、長が所管するかは、地方公共団体が判断できるようにすべきである。〔全国市長会〕提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○昨今の情勢変化及び政策的方向性を踏まえると、文化財や博物館等の資源を適切に保護した上で積極的に活用するためには、首長部局において、それらの事務を観光振興やまちづくりなどと一体的に実施することが効果的であると考えられることから、地方公共団体の選択により、博物館等の所管を教育委員会から首長部局に移管することを可能とすべきではないか。○過去の中央教育審議会答申における、「政治的中立性の確保や学校教育との連携の要請等」から、教育行政部局が担うべき結論。」との指摘について、首長部局へ移管するための条例制定又は改廃の議決の際に教育委員会の意見聴取を行うことや、社会教育委員、博物館協議会等の活用等により、担保可能とすべきではないか。○事務委任・補助執行の実施は自治体数が全体の33%に留まっていることは、一部の機関が教育委員会に留保されるなど同制度が自治体にとって不十分な面もあるということを示しており、自治体の組織決定の自由度向上、総合的な施策の推進の観点から、首長部局への移管を可能とするという選択も用意すべきではないか。○また、「総合教育会議の活用により首長のリーダーシップを発揮できる。」との指摘について、総合教育会議において大綱を示すことはできても、細部まで情報共有ができず、施策を実施する上で教育委員会に決定権が残るため、個別具体的な施策展開や執行面において、首長の下でのスピード感ある意思決定が困難なのではないかと。○遠野市における構造改革特区の内容は施設の整備・管理に関するものであり、今回の提案とは趣旨が異なるのではないかと。さらに、文化資源の観光振興への活用を強化するという政府全体の目標を踏まえ、2020年までに体制整備を行うためには、特区の評価を待たず議論を進めるべきではないか。○年末の閣議決定に向け、早急に検討を進めていただきたいと考えるが、具体的な検討のスケジュール及び体制についてお示しいただきたい。○また、検討に当たって、どのように提案団体や地方の意見を反映させるのかお示しいただきたい。○移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、博物館法、社会教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を検討されるということか。	博物館を含む社会教育行政の所管については、平成20年2月及び平成25年12月の2度にわたる中央教育審議会答申において、政治的中立性の確保や学校教育との連携の要請等から、教育委員会が担うべきとの結論が出されているという経緯を踏まえると、再度、中央教育審議会で議論を行うプロセスを欠くことはできない。また、今後、「人づくり革命」や「一億総活躍社会の実現」などの政府全体の重要な政策課題により積極的に取り組むため、文科科学省としても、博物館行政も含む社会教育政策に係る諸課題について総合的な検討を行うこととしている。このようなことから、ご指摘の要請も踏まえて、具体的な対応について平成30年中に結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	6〔文部科学省〕(9)博物館法(昭和26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31法162) 公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。		
『設計監理を委託する際の設計管理費の積算については、個々の委託先の団体が行っているものであり、文化庁は関与していない。』との回答に対して、現在契約を締結しているものも含め、委託先に照し、積算根拠等の提示を含め協議していくこととした。文部科学省においては、一次回答にあるとおり、『保存修理工事の内容も趣々に異なることから、公定の単価、料金表のようなものを作成することは困難である。』からこそ、より積算根拠を明確にすべきであると考えられ、設計監理を含め、文化財建造物修理主任技術者や主任技術者承認の必要のない承認を受けた者の属する団体に対し、再度、積算根拠を明らかにするよう指導を行っていただきたい。本町においても設計監理額が適正であるか判断する必要があるが、公定の単価や料金表がない中、文部科学省においては、補助金申請の際に、何を根拠に適正であるかの判断をしているのか、参考としてご教示願いたい。なお、文部科学省においては、設計管理費の根拠の説明に、苦慮している自治体が複数ある実情も受け止めていただきたい。		〔全国市長会〕提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。なお、保存修理のための助言等に努められたい。			補助事業を行うために締結する契約等については、都道府県又は市町村の法令の定めに準拠して実施しなければならないこととなっている。このため、国・重要文化財建造物保存修理を補助事業として実施する場合の設計監理業務における契約等の根拠についても、都道府県又は市町村の法令の定めに基づいて実施すべきであり、既に設計監理業務の積算に経費がある場合にあっては、補助事業者と業務を行わせる団体において十分協議の上、解決すべきものであると認識している。一方、今回、設計監理業務の積算に関して、「通常の工事と比べて著しく高額であるとともに、その積算根拠が明示されない」という指摘に関して、実態について確認等を行った上で、必要があれば対応を検討したい。		

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
311	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	教育委員会から委任を受けた事務に關して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化 ※改正案はその他欄記載	【経過】行政不服審査法(逐条解説)では、審査請求の審査庁となる上級行政庁とは「指揮監督権を有する行政庁」としているが、平成28年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、改正前の第17条「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に…」の部分が削除され、改正後の第13条のとおり教育長は教育委員会の代表となった。このため、教育委員会が教育長に委任した事務の審査請求についての審査庁が不明確となっている。一方で平成26年7月17日文部科学省初等中等教育長通知では「…教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をかつとる立場にある…教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできない」としており、指揮監督権が残っているかのようにも解釈できる。【支障事例】教育委員会が教育長に委任した学校教育法施行令第8条の指定校変更許可や教育施設の使用許可申請等について、申請を棄却する際の行政不服審査法第82条の告示が困難になるなど業種に支障があり、処分を受けるまでは市民も審査庁が不明確な状態であるなど、国民のための行政救済制度が十分に機能していない。また、教育長が審査庁となる場合、教育委員会が審査庁となる場合には不要の審判員指名等の事務が新たに発生するため、事務の効率化のための委任により別の事務が生じるといふ矛盾が生じる。【全国の実況】全国の教育委員会のHPを見ると、新教育長制度に移行しているにもかかわらず、教育長の処分を審査庁を教育委員会としている例や教育長にしている例が見受けられ、同じ法律を根拠としながら統一されていない。	地方教育行政についての行政救済制度が明確化され、国民、市民を救済するための行政不服審査法の趣旨である「簡易迅速かつ公正な手段で、広く行政庁に対する不服申し立てをすることが出来るための制度」が実現する。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第56条では、教育委員会が地方法政に事務の委任をした場合の訴訟の代位についての定めがある。行政事件訴訟法と行政不服審査法は行政救済法という部分に同じであるため、考え方を同じにした方が国民、市民に分かりやすい仕組みとなる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条、25条、行政不服審査法第4条	文部科学省	塩尻市	〔塩尻市提案〕改正案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第56条に次の1項を加える。 2 第25条の規定により教育委員会の権限に属する事務の全部又は一部を委任した場合における当該事務に関する審査請求は、当該教育委員会に対してするものとする。	豊橋市、松原市 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教法」という。)の改正(平成27年4月1日施行)により、教育長が教育委員会の指揮監督下にあることを明記する旧地教法17条が削られたことは事実であるが、現行制度でも、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務を執行し、その意思決定に反することはできないとされていることから、教育委員会が最終的意思決定機関であることに変わりはない。したがって、教育委員会は教育長の関係では行政不服審査法第4条第4号の「最上級行政庁」に該当し、教育長に処分権限を委任した場合、教育委員会は同号に基づき審査庁になると解される。 ○本市では、教育長に委任した事務についての審査請求は、教育委員会に対して行うものとして、事務を執行しているため、例に挙げられるような支障事例は特に見受けられない。しかしながら、他都市においても、審査事例が多くなるのであれば、法改正ではなく、まずは、通知等により認識を統一するのがよいのではないかと考えている。 ○当県では、審査庁は教育委員会になるものと解釈している。現在、本県で具体的な支障事例が生じているわけではないが、塩尻市の案のように法律に記載されれば明確になると考える。 ○本県においても、教育委員会が教育長に委任した事務にかかる審査請求の審査庁が整理されており、今後、審判員の指名等適切な審査手続の執行に支障が生じる恐れがある。 ○教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分をする際に行政不服審査法第82条の告示内容について、行政不服審査法の審査請求の審査庁が不明確であるとして疑義が生じる等業務に支障があるため、本提案内容のように明文化しておくことが必要であると考える。	行政不服審査法第4条は、処分庁等の上級行政庁がない場合、当該処分庁等に対して審査請求を行う旨規定している。同法上、上級行政庁とは当該行政事務に關し、処分庁を直接指揮監督する権限を有する行政庁とされ、「行政不服審査法訴訟法(訂正)田中真次他審、日本評論社」、新教育委員会制度(以下は「教育委員会による教育長による教育長を監督する監視機能は法定されている教育委員会は教育長の上級行政庁に該当しない。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条に基づき教育委員会が教育長に委任された事務に係る審査請求は、教育長に対し行われるものであることは現行法の解釈上明らかである。 また、本提案の趣旨は、教育委員会が教育長に委任した事務に係る行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にすることにより、法改正でなければ達成できない特段の事由はなく、今後、現行法の上記解釈について、各教育委員会等に周知を図ることを検討したい。	
245	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総務省自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付文部科学省初等中等教育長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付文部科学省初等中等教育長通知)に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度(以下「奨学金返還支援制度」という)の推進について	【経過】本県では、日本学生支援機構の無利子奨学金が、適格者全員に貸与されていない状況等を踏まえ、平成23年度に県単独の奨学金制度(香川県大学生奨学金制度)を創設し貸付を実施するとともに、地元定着を要件に返還支援を行っている。また、平成27年度には、左記要綱等に基づき、日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」として、理工系学部等へ進学し、卒業後に、県が認定した「香川県産業長官奨励」における県の成長を促す分野に就業することを要件に、奨学金の返還支援を行う制度も導入し、平成28年度の大学進学等から実施している。「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)」は、地方公共団体がそれぞれ定める要件を満たせば、返還支援を受けることができ、学生にとって、通常の無利子奨学金より有利なため、本県では、制度利用者の利便性を考慮し、通常の無利子奨学金の「予約採用(申込期限:7月中旬)の前」、県単独の奨学金制度の対象者の選定と併せて、地方創生枠の推薦者を仮認定し、この仮認定から漏れた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようにしている。【支障事例】ただし、県の仮選考時点(6月下旬)では、「在学採用」に係る成績要件や所得要件(3年卒業時)の確認ができないため、「予約採用」に係る成績要件や所得要件(3年卒業時)で仮選考をせざるを得ず、本人の大学入学期間に成績要件と所得要件(3年卒業時)の最終確認を再度行ううえで正式推薦を行う必要が生じ、提出書類が増えるなど本人の負担が多くなる。また、県が仮推薦を決定したにもかかわらず、大学入学期間の「在学採用」の成績要件と所得要件を満たさないため、最終的に奨学金の貸付を受けることができない事態が生じる場合があり、対応に苦慮している。	「予約採用」が適用されれば、予約採用時点で県の地方創生枠の推薦に基づき、奨学金の貸付が確実なものとなり、大学入学期間にならなければ奨学金を借りるかどうか確定しない事態が生じる不安が解消される。また、「在学採用」に係る成績要件や所得要件の確認をする必要が無くなり、利用者に対する負担が少なくなる。	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総務省自治財政局長通知) 奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付文部科学省初等中等教育長通知)	文部科学省	香川県	宮崎県 ○本県においても、今年度より地方創生枠の推薦者を募集(8月以降)することとしているが、「予約採用」の方が申込時期が早く、進学時に確実に貸与を受けられるため、「在学採用」のみが対象となる地方創生枠の推薦者の確保が困難であると想定される。また、香川県と同様に、地方創生枠で推薦した学生が、大学入学期間の「在学採用」の成績要件を満たさずに、無利子奨学金の貸与を受けられない可能性がある。	平成29年度予算では無利子奨学金について、残存適格者(予約採用においては貸与基準を満たしながらも予算上の制約により、貸与の対象とはならない者)が解消された。そのため、前年度の回内容の提案に基づき、関係機関と調整の上、地方創生に係る特別枠(地方創生枠)の予約採用の適用に向け、最終的な調整を行っている状況。		
284	A	権限移譲	教育・文化	特別支援教育就学奨励事業等にかかる事務の政令市への移譲	【現状】特別支援教育就学奨励費、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金の各事業における就学のための必要な経費の支弁、支給資格の認定、支給決定等の事務は、都道府県の所管となっている。【支障事例】平成28年度から県費負担教職員制度の見直しが行われ、給与負担の決定権限等が政令市に移譲されたが、特別支援教育就学奨励事業等は本来都道府県で行うこととなっている。そのため、政令市が設置している市立学校については、政令市が家賃から申請書等を受理し、内容確認を行った後、県に送付しているが、県においても申請書類を改めて確認、審査しており、事務が重複することによる非効率性や支給決定までの期間の長さで課題であり、保護者からもいつ頃支給されるのかという問い合わせがある。※兵庫県における各制度の政令市分の事務量及び推定所要時間 ・特別支援教育就学奨励費: 約1,000人、所要時間219時間 ・高等学校等就学支援金: 約5,200人、所要時間191時間 ・高校生等奨学給付金: 約1,000人、所要時間230時間	当該事務を政令市の所管とすることで、生徒や保護者の家庭状況等より身近に把握している政令市において、審査・支給決定等の事務を一元的に実施することが出来る。更に申請から認定、支給決定までの期間短縮が可能となり、保護者等への早期の経済的支援にも資する。	特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条、3条、5条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、6条、11条、15条、17条、18条 高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱第2条	文部科学省	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県	北海道、岡山県 ○政令市(学校)が家庭から申請書類を受理し、内容確認を行った後、県に送付しているが、県においても申請書類を改めて確認・審査しており、事務が重複している。 ○特別支援学校への就学のための必要な経費(特別支援教育就学奨励費)について、特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の規定に基づき、都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校へ就学する児童生徒の分のも含め、その保護者等が負担する経費の全部又は一部について当該都道府県が支弁しなければならないこととしており、これを受け当該経費の支弁区分(1～Ⅲ区分)の決定についても当該都道府県が行うこととしている。また、当該経費の支弁区分の決定に必要な申請書類は、同法第5条に基づき学校長を経由して都道府県教育委員会に提出することとしている。本提案事項は、都道府県における業務負担の軽減及び事務の効率化に関する提案と解すると、上記のとおり、法令に基づき支弁区分の決定及び当該経費の支弁は都道府県が行うこととしているものの、条例による事務処理特例制度の活用により学校設置者である政令市に当該事務を移譲することも可能である。また、法令では支障事例にある申請書類の内容の不備等を政令市と都道府県との間で確認するまでで済ませることで済ませることで、これらにより、事務の重複が生じているのであれば、都道府県と政令市間で適切に事務の役割分担を行うことで解決すると解する。 ○高等学校等就学支援金について政令市が設置する高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金の支給に関する権限については、条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項)の活用によって学校設置者である政令市に移譲することや、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第14条に基づき、その事務の一部を政令市に委託することが可能となっている。このように現行制度上、学校設置者である政令市と都道府県教育委員会において、事務の重複が生じているのであれば、都道府県教育委員会と政令市間で適切に事務の役割分担を行うことが可能となっている。 ○奨学のための給付金について奨学のための給付金は、都道府県事業であり、政令市が設置する高等学校等の生徒に係る奨学のための給付金の事務分については、交付事項上の特段の定めはないことから、どのような事務分でも実施する場合は、事業実施主体である都道府県において、政令市との協働により定めることが可能となっている。			
153	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	学校給食費に係る既存の支障制度の見直し	学校給食費に安定的に実施するため、経済的に困難している世帯へ実施している各種支援制度による給食費負担軽減のうち学校給食費相当額について、保護者の委任状なしに直接学校等へ交付できるような制度の見直しをする。	保護者に交付された就学援助費について、学校給食費以外の出費に使われる場合がある。学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。	学校教育法第19条 学校教育法第11条 保護者および保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領について(文部科学省初等中等教育局長通知)	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、福岡県	石巻市、ひたなか市、千代田区、多治見市、浜松市、愛知県、福岡県、山陽小野田市、大分県 ○学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。効果も期待できる。 ①学校で保護者の同意を得る必要が無くなるため、迅速で確実な徴収が見込まれる。 ②保護者の公平性が図れる。 ○本市では、就学援助申請時に必ず学校長が代理請求・受領する委任状をもらっており支障となっている事例はないが、委任状を必要とせず、確実に給食費が納付される制度に改正することには賛同できる。 ○保護者に交付された就学援助費について、学校給食費以外の出費に使われる場合がある。学校給食費の未納を防ぐために、就学援助費を学校長等が代理受領するには、保護者の委任状が必要であるが、保護者の同意がとれない場合がある。 ○学校が再三納付の依頼を行っても委任状の提出が無く、反応が無い保護者がいる。制度改正により、少しでも給食費の未納が解消されると、安定した学校給食の運営につながる。 ○支障事例の趣旨から鑑みても保護者の委任状の必要性について疑義が生じる。	学校給食費の就学援助を現物給付の方法により行うときは、保護者の同意や委任状の提出は不要であることから、ご提案の事項については、現行制度においても、実現可能であり、今後通知等により周知してまいります。			
226	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	学校給食費における私人への徴収委託の実現	学校給食費における私人への徴収委託であるため、地方自治法第243条により制限されます。ただし、次の2通りの場合は、認められています。 ① 地方自治法施行令第158条第1項(限定列挙された以下の債権の場合)使用料、手数料、賃賃料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金 ② 個別に法令に規定する必要がある場合(国民健康保険料等) 学校給食費は、現行法上、上記の①②のどちらにも該当しませんので、コンビニ納付ができない状況です。	【制度改正の経緯】本市では、学校給食費の透明性の向上や教職員の負担軽減等を目的として、平成24年度に学校給食費を公金計化し、保護者が橋本市へ直接学校給食費を支払うことを明文化しました。しかし、公金計化後も依然として学校給食費の未納が課題となっています。また、現状、納入通知書私の方は金融機関の窓口でしか支払ができなかったため、コンビニでも支払ができるようご要望をいただいていたおり、利便性の向上も課題です。 【制度改正の必要性】納付率及び利便性の向上を実現するため、保護者が夜間や休日でも学校給食費を支払いやすいよう、コンビニでの納付ができる仕組みを整えることが必要です。学校給食費の99%については口座振替払いですが、残り1%の約2,000件及び毎月分の督促状約8,000件は納入通知書払いとなっており、保護者からは、利便性が悪いと感じています。なお、未納額は、年度毎繰越分も含めると毎年度約1億9千万円となっています。	学校教育法 地方自治法	総務省、文部科学省	横浜市	千代田区、豊橋市、京都市、大阪府、山陽小野田市、大分県 ○給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においてもコンビニ納付など私人への徴収委託を認めることにより、利便性の向上を図ることができる。 ○保護者から同様のご意見をいただいていたことが想定でき、地方自治法施行令第158条の趣旨(普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。)から鑑みても納付率及び利便性の向上を目的とした法の見直しを実施することは望ましいと考えます。 ○本市の学校給食費については現在私会計であり、現年度分の督促・催金は学校で対応し、過年度分は教育委員会が対応している。学校側からは、現年度分を含めて徴収業務を市で対応してほしいという要望が上がっており、公金計化に向けて今後検討していきたいと考えている。納付方法については、着付枚増進と、公金計への移行を検討しているところであるが、公金計移行時には保護者から同様のご意見をいただいていたことが想定でき、地方自治法施行令第158条の趣旨(普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。)から鑑みても納付率及び利便性の向上を目的とした法の見直しを実施することは望ましいと考えます。 ○本市の学校給食費については現在私会計であり、現年度分の督促・催金は学校で対応し、過年度分は教育委員会が対応している。学校側からは、現年度分を含めて徴収業務を市で対応してほしいという要望が上がっており、公金計化に向けて今後検討していきたいと考えている。納付方法については、着付枚増進と、公金計への移行を検討しているところであるが、公金計移行時には保護者から同様のご意見をいただいていたことが想定でき、地方自治法施行令第158条の趣旨(普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。)から鑑みても納付率及び利便性の向上を目的とした法の見直しを実施することは望ましいと考えます。 ○本市の学校給食費については現在私会計であり、現年度分の督促・催金は学校で対応し、過年度分は教育委員会が対応している。学校側からは、現年度分を含めて徴収業務を市で対応してほしいという要望が上がっており、公金計化に向けて今後検討していきたいと考えている。納付方法については、着付枚増進と、公金計への移行を検討しているところであるが、公金計移行時には保護者から同様のご意見をいただいていたことが想定でき、地方自治法施行令第158条の趣旨(普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。)から鑑みても納付率及び利便性の向上を目的とした法の見直しを実施することは望ましいと考えます。	学校給食費を公金計としている場合、学校給食の対価として、地方自治法施行令第158条に定められる物品売払代金に当てはまるものと考えられることから、ご提案の事項については、現行制度においても実現可能であり、今後、通知等により周知してまいります。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>教育委員会は教育長の上級府に該当せず、審査請求は教育長に対し行われるものであることは現行法の解釈上、明らかであることが、下記の理由から地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、教育委員会に属する事務(委任した場合も含む)の審査庁を教育委員会とすることを提案する。</p> <p>1. 審理員は審査庁の職員であることから、審理員の審理のみでは客観性は必ずしも十分に担保されないと考えられ(平成27年4月総務省自治行政局作成、行政不服審査法逐条解説)、地方公共団体の長は行政不服審査会等への諮問を業務付られている(行政不服審査法第43条)、教育委員会が審査庁となる場合は、優れた意見を有する委員等で構成される合議体により、公正かつ慎重に判断されることとされているが、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているため例外的に諮問は義務付けないこととされているが、教育長が審査庁となる場合は行政不服審査法の趣旨に反して諮問が必要となってしまう不適当である。</p> <p>2. 教育委員会が委任した事務が否かによって審査庁が異なることは保護者にとって分かりにくく、理解が得られないと考える。また、行政訴訟の被告代表は、委任した場合も含め、教育委員会と規定されており、同じ行政救済法である行政事件訴訟法と行政不服審査法(この2法は地分の定義を同じにしているなど関連性が高い)を基にしながら、考え方が異なることも分かりにくい。</p> <p>3. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律76号)において、委員の側からの教育委員会会議の招集の請求や教育長に委任した事務の執行状況に関する報告の規定は、委員による教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するという観点から設けられたものであり平成26年7月17日文科科学省初等中等教育局長通知)、その観点から見ると行政不服審査においても教育委員会が教育長をチェックすることは必要である。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>	<p>○ 審理員の審理だけでは客観性が担保されないため、地方公共団体の長は行政不服審査会等への諮問を義務付けられている。委員会が審査庁となる場合は、優れた意見を有する委員等で構成される合議体により、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているため例外的に諮問は義務付けないこととされているが、教育長が審査庁となる場合は行政不服審査法の趣旨に反して諮問が必要となってしまう不適当ではないか。</p> <p>○ 教育委員会が委任した事務が否かによって審査庁が異なることは保護者にとってわかりづらく、理解が得られにくいのではないかと懸念している。</p> <p>○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、委員の側からの教育委員会会議の招集の請求や教育長に委任した事務の執行状況に関する報告の規定は、委員による教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するという観点から設けられたものであり平成26年7月17日文科科学省初等中等教育局長通知)、その観点から見ると行政不服審査においても教育委員会が教育長をチェックすることは必要ではないか。</p>	<p>第1次回答においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条に基づき、教育委員会から教育長に委任された事務に係る審査請求については、教育長に対し行われたものであることは現行法の解釈上明らかであることと回答した。</p> <p>その後、8月3日の地方分権改革有識者会議(第56回)において、有識者から次のような旨の指摘があったところ。</p> <p>「委員会が審査庁となる場合は、優れた意見を有する委員等で構成される合議体により、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているため例外的に諮問は義務付けないこととされては、教育長が審査庁となる場合は行政不服審査法の趣旨に反して諮問が必要となってしまう不適当ではないか。」</p> <p>検討内容を踏まえ、教育委員会から教育長に委任された事務に係る審査請求の在り方について行政不服審査法の立法趣旨に照らして検討してまいりたい。</p>	<p>6【文部科学省】 (12)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化については、当該審査請求の手続の在り方も含めて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>地方創生枠の予約採用の適用については、平成31年度の地方創生枠の推薦にかかる募集要項に反映できるよう、本年12月までには調整を完了し、周知していただきたい。</p>				<p>○ 予約採用の適用に向けた最終的な調整の進捗状況をご報告いただきたい。また、年末の閣議決定に関し、本年12月までには調整を完了し、周知していただきたい。</p>	<p>提案団体の本年12月までには調整を完了し、周知してほしいとの依頼に間に合うように、関係団体との調整を終え、省内での最終的な調整を図っているところ。当該提案に対する通知等の発出については、12月中に発出を予定。</p>	<p>6【文部科学省】 (19)奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進要綱 奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進のために設けた地方創生に係る特別枠(地方創生枠)については、予約採用者も推薦対象とすることを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 【措置済み(平成29年12月8日付文科科学省高等教育局通知)】</p>	
<p>高等学校等就学支援金に関する回答にある事務委託については、会計検査院から「(限)は事業実施者としての確認結果の妥当性を検証する必要がある」との指摘を受けたため、県市双方で申請書の確認作業を実施している。このように、前に認定等の最終的な決定権がある限りは、学校設置者である政令市に事務委託を行っても、確認事務が重複するという支障は解消されない。</p> <p>また、事務処理特例制度を活用しても、国庫補助が都道府県に交付されるスキームのままであれば、都道府県が政令市も含めて国へ補助金の交付申請等の事務を行うこととなる。このため、交付申請等に当たり都道府県が政令市の交付申請書類等を確認する必要があることから、県と政令市の確認事務が重複されるといった支障は解消されない。</p> <p>そのため、法改正による政令市への権限移譲を検討いただきたいが、法改正が困難な場合は、事務処理特例制度の活用により、県と政令市との事務の重複が起こらないよう、国庫補助制度のスキームの見直し等の措置を検討いただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 慎重に検討されたい。</p>	<p>補助スキームについては、事務負担の分担の観点から、提案団体である府県側の意見のみを採用するのではなく、指定都市、中核市側の表情を把握し、それらの意見を踏まえながら検討を行う必要がある。しかし、全国市長会から付されている意見等も踏まえ、提案団体である府県側の意見のみをもって一律に法令改正等の制度の見直しを行うことは不適当であると考えている。</p> <p>一方、法令で都道府県が行うことと定められている支弁区分の決定や、書類の形式確認、保護者からの請求書の内容確認等、国庫補助金の支出手続きに付随して発生する事務手続きについては、事務処理特例制度の活用や都道府県と指定都市間の適切な事務の役割分担を行うことが可能であること等について、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p>	<p>6【文部科学省】 (10)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144) 市町村が設置した特別支援学校の児童生徒に係る特別支援教育就学奨励費については、支弁に係る事務負担の軽減策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(16)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 市町村が設置した高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金については、支給に係る事務負担の軽減策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	
<p>学校長が給食費を取り扱う場合においても、自治体の判断で学校給食の現物給付であると見なせば現行制度でも保護者の同意や委任状の提出は不要であるという旨の二回答であると思うが、『食費徴収及び卒業保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要綱』に「学校長が保護者の代理として給食費を取り扱う場合は、必ず委任状を作成するよう指導すること」という条文があるため、現行制度でそのような対応が可能であると解釈していい自治体のみられる。</p> <p>支障の解決につながるため、「学校給食費の就学援助を現物給付の方法で行うときは、保護者の同意や委任状の提出は不要である」旨の通知等の発出をお願いする。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>	<p>○ 通知の内容及び発出時期を明確に示していただきたい。 なお、発出時期については、年末の閣議決定に関し、本年12月までには調整を完了し、周知していただきたい。</p>	<p>提案団体の見解を踏まえ、通知の内容を検討しているところ。年末の閣議決定に関し、本年12月までには調整を完了し、周知していただきたい。</p>	<p>6【文部科学省】 (18)学校給食費に係る就学援助費に関する事務 学校給食費に係る就学援助費については、学校給食そのものを現物給付として提供する場合は保護者の委任状を要しないことを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 【措置済み(平成29年10月19日付文科科学省初等中等教育局通知)】</p>
<p>学校給食費が地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定する「物品売払代金」に該当し、現行制度においても私人への徴収又は収納の事務の委託が可能である旨、通知等により速やかに周知を図っていただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>	<p>○ 通知の内容及び発出時期を明確に示していただきたい。 なお、発出時期については、年末の閣議決定に関し、本年12月までには調整を完了し、周知していただきたい。 (※1-①)の調整状況により、別途対応方法や通知内容をご相談させていただきます。ご可能性があります。</p>	<p>学校給食費が地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定する「物品売払代金」に該当し、現行制度においても私人への徴収又は収納の事務の委託が可能である旨、年末の閣議決定までには、総務省と連名による通知を発出し、地方公共団体の首長部局及び教育委員会に対し、十分な周知を図ってまいりたい。</p>	<p>6【文部科学省】 (3)地方自治法(昭22法67)及び学校給食法(昭29法160) 学校給食費(学校給食法11条2項)の徴収又は収納の事務については、学校給食費(物品売払代金)地方自治法施行令(昭22令第118号第1項4号)に該当するため、私人に委託することが可能であることを、地方公共団体に平成29年中に通知する。 (関係府省：総務省) 【措置済み(平成29年11月30日付総務省自治行政局行政課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課通知)】</p>

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									支障事例		
											団体名	支障事例	
76	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童手当における学校給食費の徴収権限の強化	児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納金についても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。	○伊丹市における平成28年度学校給食費は、調定額約5億2千万円中、平成29年5月時点で約250万円が滞納となり、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、伊丹市では市からの電話・文書・訪問催告などの、あらゆる接触手段に 대응がなく、また、裁判所からの支払督促にも反応がない上に、財産の所在も不明であるため、強制執行等の手続も先に進まない受給者に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ることが難しい状況にある。 ○学校給食費については私債権として位置づけられていることから、地方税の滞納処分例による処分を行うことができない。そのため、債権管理を行うに当たって財産調査や強制徴収を行うことができず、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保について支障が生じている。	学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めることで、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できる。	児童福祉法第56条 児童手当法第21条及び第22条 児童手当法施行令第6条 児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成24年 雇児発0331第1号) 学校給食法第1条及び第2条及び第11条	内閣府、文部科学省	伊丹市		<p>旭川市、 秋田県、 新潟県、 大垣市、 大垣市、 多治見市、 浜松市、 愛知県、 豊橋市、 倉敷市、 吉市、 倉敷市、 山陽小野田市、 大村市、 雲仙市、 大分県</p> <p>○当県では、学校と保護者との信頼関係に基づき、きめ細かな給食費の徴収が可能な私会計による給食費の徴収を過半の自治体が行っている一方で、学校給食の公会計化を実施している自治体もある。給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めるべきである。 ○学校給食費の滞納が解消せず、納付者との公平性が確保できていない状態にある。 ○本市における平成28年度学校給食費は、約20億7千万円中、そのうち平成29年3月末時点で約9300万円が未納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、申出数としては少なく、未納金の回収において大きな効果が得られていない。 ○本市における平成28年度学校給食費は、調定額約18億円のうち未納金額約300万円である。また、平成28年度の児童手当徴収実績は9名362,570円であり、電話連絡や戸別訪問により接触ができ、申出があった者に限定される。学校給食費は私債権であり、強制徴収権もないため、滞納額の削減が進まず課題となっている。児童手当からの特別徴収の適用拡大は、適正な債権管理の適用及び徴収事務に係る人権費等のコスト削減効果が期待できる。 ○本市においても、提案団体が示す事務のように、給食費の滞納については大きな課題となっている。給食費滞納額については、督促状の送付等により支払いを求めているが悪質な滞納者に対しては効果がなく事務的な負担も大きい。児童手当受給者の申し出による児童手当からの徴収を実施しているが、悪質な滞納者については同意を得ることが難しい状態である。しかし、本市の給食費の取り扱いについては、公会計化は行っており、学校給食費での私会計の取り扱いであるため、提案団体が提案している強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要と考える。 ○学校給食費の滞納者に対して、架電や面談、家庭訪問、督促通知等の様々な手法を用いて滞納対策に当たっているが、一部の滞納者にははたして効果がない状況で未納額の解消に差支えている。児童手当受給者からの申出なく、特別徴収を認めることで、未納額の抑制や教職員等の負担軽減、受益者負担の公平性を確保することができるとの多くの効果が期待できる。 ○学校給食費の未納は保護者間の負担の公平性を著しく欠け、食料選定の制約や給食の質の低下など給食提供に支障を来すものである。大垣市の平成28年度分給食費未納額は平成29年5月末時点で約90万円である。(収納率98.87%) 未納対策として、教育委員会からの文書催告や学校教員の家庭等による催告を実施している。その際、児童手当法第21条の受給者の申し出による児童手当からの特別徴収の制度を案内しているが、その制度の適用を拒む保護者が結果的に未納者となっている。このような悪質な保護者に対し、学校職員は再三の連絡を取るなど、徴収事務に多大な時間を費やしている現状である。 児童手当からの強制徴収が可能となれば、給食費の未納が解消されるため、学校事務の負担軽減が大きい期待できる。 ○平成28年度学校給食費の滞納額は、単年度で約200万円。電話、文書、訪問催告などの手段で接触をしているが、入金が少ない。 ○本市における平成28年度学校給食費は、調定額約35億3千万円中、平成29年3月時点で、約285万円、過年度分で約300万円が滞納となっており、その縮減は長期に渡る課題である。市から児童手当と学校給食費の滞納口座を同一にすべく依頼文書を出しているが、同意を得ることが難しい状況にある。本市の場合、学校給食費については公会計と私会計が混在している。特に私会計においては、徴収困難な状況が続いており、学校給食を実施する上で公平性を保つことが難しい状況にある。 ○本市においても、学校給食費の未収金削減は課題となっている。平成28年度の現年度分においては、収納率約1%が公会計(市)による直接徴収しからは一筆の数字となったが、約1千2百万円の未収金が発生している。市や学校での文書催告にも応じず、支払督促等の法的手続によっても未納の解決が図れない事例は多々あるため、児童手当からの特別徴収が認められることで学校給食を実施する上での公平性の担保や、歳入の確保が図られるとともにコスト削減効果(催告にかかる事務負担、郵便料、法的手続に係る手数料等)も期待できる。しかし、特別徴収については、生活困窮世帯からの徴収が妥当かどうかという判定基準も重要であるように考える。 ○当県においても、特別支援学校において学校給食費の滞納に対応するため、職員が何度も徴収へ向いた事例がある。 ○本市においても学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定により、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、滞納者に連絡をとり、同意を得ることが困難な状況にある。このため伊丹市が提案されている児童手当法第22条の規定が学校給食費にも適用されることになれば、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できると考える。 ○学校給食費は他の債権とは異なり、滞納を理由として、児童・生徒の給食を停止することが望ましくないため、私会計で運用している現在においては、当該児童・生徒の給食費は他の保護者の負担となっている。現在、適切な時期を見据えて、公会計への移行を検討しているところであるが、保護者間の公平性の観点から学校給食費の未納問題も課題として挙げられており、強制執行等の手続等を実施する目的も検討理由の一つである。また、学校給食は、児童手当法第1条に掲げる目的(欠けた社会を担う児童の健やかな成長に資することを実現するための重要な役割を果たしており、上記の問題解決の手段及び法の趣旨から鑑みても受給資格者の申出なく、強制的に徴収できるよう制度見直しを実施することは望ましいと考える。 ○本市においても給食費の未納が問題となっている。本人からの申し出により特別徴収も行って、納付義務者からの反応・行動が働けば裁判手続きによる強制執行手続きを行わなければならない。しかし、そのためには相当の事務量が必要であり、簡単に実施できるものではない。 ○本市では、給食費未納者が児童手当受給者で、手当の支給方法が口座振り込みである場合、支給方法を現金支給に変更する旨の同意書を徴取し、支給日に担当課に出向き徴収している。しかし、現金支給への変更に応じない者や、訪問しても不在で同意書の徴収が出来ない者については納付に結びつかないため、提案のように児童手当受給者から同意を得なくても手当からの特別徴収が認められれば、本市においても未納額の圧縮につながるかと考える。 ○本市においても、学校給食費の未納・滞納状況は安全・安心な学校給食の提供を目指す学校給食実施の大きな課題となっている。本市における学校給食費の納入は原則口座引き落としとしているが、未納・滞納状況にある保護者に対しては、再度の引き落とし通知、現金納入の通知、納入に係る未所相談通知、訪問徴収等様々な取組を実施している。しかしながら、長期に渡る滞納状況にありながら納入督促を無視する保護者や市外への転出等を繰り返し所在不明になる者などが多数存在する。このことから、提案にあるように、「児童手当」における学校給食費の徴収権限の強化を強く求めたい。</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>○学校給食は、学校給食法第4条に基づき、全国の公立小学校において99%以上の割合で実施されており、また、すべての児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ることを目的とした教育活動の一環(昭和45年2月28日保健体育審議会答申)として位置づけられている。市町村の立場として、すべての児童生徒に給食を提供している中、たとえ学校給食費の滞納が理由であっても、教育現場の実態としては学校給食を停止するということを決して選択し得ない。</p> <p>○また、生活保護制度上の教育扶助や就学援助等の支援制度などにより、全ての児童生徒への実施が担保されている一方で、電話催告・訪問催告・支払督促申立にも応じない悪質な学校給食費滞納者は、現行制度では財産調査が不可能なため滞納の解消が困難であり、学校給食費における負担の公平性が担保されていない。</p> <p>○従って、学校給食費が公法上の負担義務であるということを明確にすると同時に、学校給食費の公金管理の法的位置づけを明らかにしながら、強制徴収及び児童手当からの特別徴収が可能となる制度改正を早急に検討していただきたい。また、負担義務の明確化に向けた具体的な検討スケジュールを早急に示して頂きたい。</p>		<p>【真面目】 国が法改正も含めた包括的な徴収制度を構築することにより、等しく給食費の徴収が可能になると考えているので、引き続き児童手当から学校給食費の強制徴収が可能になるよう検討されたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○まずは学校給食法第11条の改正により、学校給食費における保護者の負担義務を早急に明確化して頂きたい。</p> <p>○その上で、公債権としての位置づけの整理(施設利用料か負担金か)、滞納処分規定、学校給食費の免除規定、児童扶養手当からの特別徴収等、学校給食費に付随する諸問題の整理に着手すべきではないか。</p> <p>○学校給食費における保護者の負担義務が明確化されれば、学校給食は当然に公会計へと整備されるものであるため、自治体における公会計化が進んでいないことを理由に、公債権化の議論が停滞しないよう、自治体の公会計化に向けた方策も併せて検討すべきである。これらの検討について、今後の具体的なスケジュールを示して頂きたい。</p>	<p>学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。</p> <p>現在、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、追加共同提案の自治体の中には、「当市の給食費の取り扱いについては、公会計化は行っており、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要」という意見もあることから、私会計の自治体も含めた自治体の意向調査を実施することとしており、その結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいりたい。</p>	<p>6【文部科学省】 (11)学校給食法(明29法100) 学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。 ・地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省・内閣府) ・地方公共団体から私人への学校給食費の徴収又は収納の事務の委託については、地方公共団体が学校給食費を強制徴収できることに併せて、所要の措置を講ずる。</p>

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
36	A	権限移譲	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設型給付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定と確認に関する事務は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。なお、当時の事務処理特例制度を活用することの回答を受け、寛政東と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けたところである。 これにより、窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。 一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいことから、県の考え方によっては、市の考え方が事務に反映されとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようにことから、権限移譲を求める。	窓口が一本化されることで、事業者の手続等に係る負担が減少するほか、認定こども園の供給体制確保をはじめとした各自治体策定の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に取り組むことができる。 事務処理特例制度は、あくまで「特例」であり、本来の権限は都道府県にあるが、法定移譲されることにより、真の地方分権に繋がるほか、全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市		青森市、盛岡市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊田市、豊橋市、姫路市、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県	<p>○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。</p> <p>○本市も、同様の経過が有り、愛知県より事務処理特例として平成28年度から権限移譲を受けている。</p> <p>○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。</p> <p>こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。</p> <p>○本市においても貴市と同様に幼保連携型認定こども園以外の認可状況等の把握に苦慮している。</p> <p>○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。</p> <p>市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する(専ら認定該当の児童が当該施設を利用できない)可能性がある。</p> <p>特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。</p> <p>○現在、認可外施設から地方数量型認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市の実情に合わせて指導を行い、ある程度改善した上で認定申請をしてほしいと考えている。しかし、認定が県、確認が市で行われることから、市からの指導が認定には関係なく、県にも市の考え方は伝えているが、条例に照らし合わせれば事前協議で明確に不可との判断もできない。認定はするが、確認はしないという制度上はありえるが、実際は難しいため、考え方を統一するためにも、窓口を一元化してほしい。</p> <p>○施設の認可権と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監督権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。</p> <p>○保育の実施主体である市町村が認可事務も行うべきであることから、意見に同調する。</p> <p>○指定都市と同様に中核市に対しても認定事務を移譲し、類型によらず認定こども園に関する事務を市で完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がるものと考えている。</p> <p>○幼保連携型とはほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。</p>	
253	A	権限移譲	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。	中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しておらず、市として認定こども園にかかる事務を一体的に進めにくい。 ・幼保連携型認定こども園の認可権限:知事、政令市、中核市 ・幼保連携型認定こども園以外の認定権限:知事、政令市(H30年4月～)	幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、豊田市、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県	<p>○施設類型によって権限を有する自治体が変わるため、書類の種類や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続が煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。</p> <p>○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。</p> <p>○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。</p> <p>こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。</p> <p>○認定等の権限とあるが、「認定権限」については、提案のとおり事務効率化につながるため、財政的補償等の措置がなされる上での移譲は効果的であると考えている。「認定基準」の策定部分を含む場合については、私立学校審議会との調整等課題がある。</p> <p>○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。</p> <p>市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する(専ら認定該当の児童が当該施設を利用できない)可能性がある。</p> <p>特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。</p> <p>○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。</p> <p>・認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。</p> <p>・認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監督権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。</p> <p>○保育の実施主体である市町村が認可事務も行うべきであることから、意見に同調する。</p> <p>○指定都市と同様に中核市に対しても認定事務を移譲し、類型によらず認定こども園に関する事務を市で完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がるものと考えている。</p> <p>○幼保連携型とはほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>他団体からの事例にもあるように、移譲により多くのメリットが得られるとともに、全国的な課題である保育の受け皿の確保等にもつながることから、各府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特別によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。</p>	<p>○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声を、当該権限の中核市への移譲について相談・説明を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。</p>	<p>引き続き中核市長会における検討を注視していく。 幼稚園(団体)側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。</p>	<p>5【文部科学省】 (1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び8項並びに4条1項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園を認定する場合の協議(3条7項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条9項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園を認定した場合の申請書の写しの送付(3条10項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園を設置した場合の公示(3条11項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出(3条12項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:内閣府及び厚生労働省) (2)子ども・子育て支援法(平24法65) (1)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務(34条1項1号) ・教育・保育施設の確認の取消し等(40条1項2号) (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>
<p>早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特別によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。</p>	<p>○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声を、当該権限の中核市への移譲について相談・説明を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。</p>	<p>引き続き中核市長会における検討を注視していく。 幼稚園(団体)側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。</p>	<p>5【文部科学省】 (1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び8項並びに4条1項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園を認定する場合の協議(3条7項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条9項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園を認定した場合の申請書の写しの送付(3条10項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園を設置した場合の公示(3条11項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出(3条12項) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:内閣府及び厚生労働省) (2)子ども・子育て支援法(平24法65) (1)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務(34条1項1号) ・教育・保育施設の確認の取消し等(40条1項2号) (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
68	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	<p>幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設として」の法的位置を持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。</p> <p>一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。</p> <p>一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的に処理できる体制を確保するよう、国において所定の整理を行うこと。</p>	<p>【申請業務(市町村)上の支障】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの法的位置を持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。</p> <p>同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。</p> <p>【審査等業務(都道府県)上の支障】 単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付金に基づき協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。</p> <p>特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。</p> <p>【これまでの国の対応】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて根本的な改善が必要と考えられる。</p> <p>【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助</p>	<p>【補助制度の一元化】 事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や、審査期間の短縮</p>	児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生会議の若手世代応援広島同盟、広島市	<p>青森市、秋田市、山形県、栃木市、茨城県、川崎市、松本市、横浜市、新潟県、新潟市、石川県、長野県、大垣市、豊田市、豊橋市、愛知県、岐阜市、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、徳島市、高松市、香川県、高知市、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p>	<p>○単一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請事務をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点からも一元化するべき。</p> <p>○本市においては、安心こども基金が活用できたため、具体的な支障事例は発生していないが、提案があるとおり、同一施設整備に係る交付金の申請手続きが二元化していることによる不要な事務処理が事務の非効率化が想定されることから、制度改正が必要と考える。</p> <p>【支障事例】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされることによる影響が生じている。</p> <p>具体的には、今回2省に事前協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、文部科学省所管分は内示保留となったために、民間事業者の整備事業に支障を来している。</p> <p>事務処理上の非効率性のみならず、事業実施への大きな影響も問題となっているため、一元的な処理体制の確立は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。</p> <p>○本市においては、安心こども基金が活用できたため、具体的な支障事例は発生していないが、提案があるとおり、同一施設整備に係る交付金の申請手続きが二元化していることによる不要な事務処理が事務の非効率化が想定されることから、制度改正が必要と考える。</p> <p>【支障事例】 厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、施設の面積や定員等により按分を行わなければならない状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 事務の負担軽減を図るため、認定こども園に対する補助制度の一元化が必要である。</p> <p>○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。</p> <p>○共用部分の経費を按分する等の作業を経た各府庁への申請事務については、それぞれの文書を作成・点検するなど、認定こども園運営者及び市における事務の煩雑さを招いている。</p> <p>国の制度に起因した支障事例であり、市等の業務改善では事務の煩雑さの解消を図ることができないことから、国として業務の在り方を整理し、業務の効率化に向けた取組を進めていただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金の申請様式については、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されているところではあるが、依然として保育所相当部分については厚生労働省、幼稚園相当部分については文部科学省にそれぞれ申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分については、クラス定員等により便宜的に按分を行い、保育所相当部分と幼稚園相当部分を算出して補助金を計算しているが、同一の法律に基づく、同一の施設であるため、本来は不要である手続きが生じている状況となっている。</p> <p>○本年度において、幼保連携型認定こども園の増設策を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や、面積に基づき費用按分をしたうえで、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれていたため)の申請手続きを進めている。</p> <p>費用按分に関する検討にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めにくい状況がある。</p> <p>○本市においても、県との連携に支障が生じ、文科省関連の県予算の確保に課題が生じた例がある。(※市が必要、県は不要という補助金の一元化に課題があり、県と連携することで、県の予算措置(バイパス)の手続きも要することから、厚生労働省よりも文部科学省に対し、具体的な状況や意見が働きにくくなっている。</p>	<p>認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行っていただくことであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいります。</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>これまで改善の取組はされているところであるが、共用部分の按分計算や所管する省庁ごとの協議・調整が必要であるといった支障は依然として解消されていない。同一の法律に基づく、同一の施設に対する補助制度であり、本来不要な手続きを解消するため、補助制度の一元化を実現していただきたい。</p>		<p>【山形県】申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事務の軽減にはつながらず、不十分である。</p> <p>【横浜市】現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期を合わせる」「様式の統一化」など限定的な対応に留まっており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。</p> <p>【磐田市】事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。</p> <p>【真面目市】交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼保の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求め。</p> <p>【長崎市】内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告しておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。</p> <p>【熊本市】事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園といつもの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求め。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにくい一番大きな要因となっている。(弊害の事例:同じ規模の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)</p>		<p>【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の募集時期・内示時期の統一化や年間スケジュールの事前周知等について引き続き取り組みつつ、異なる様式の統一化、事業費案分の際の様式例の提示等、事務手続きの負担軽減について検討していきたい。</p>	<p>6【文部科学省】(7)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。</p> <p>・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p> <p>・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続きを行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。(関係府省:厚生労働省)</p>

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
100	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し	認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し	認定こども園に対する補助制度を1本化することにより、事業者や申請自治体にとっては、経費の按分方法の調整などが不要となり事務の軽減が見られるほか、本県における災害復旧補助の事例のように、施設全体に支援が行き届かないという事態が解消される。	児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条、保育所等整備交付金交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援官庁同盟、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大坂市、神戸市	旭川市、青森市、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、茨城県、川崎市、松本市、横浜市、名古屋市、福岡市、札幌市、仙台市、新潟市、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	<p>○単一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請事務をおこなうのは不効率であり、事務の軽減の観点から一元化するべき。</p> <p>○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を手続きを行うこと等により、県・市町村・事業者とも相当な事務の負担となっており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。</p> <p>○【支障事例】 市で事業を行う際に、県の予算化も同時に行う必要があり、柔軟な事業展開が困難。 保育部分と教育部分の基準額をそれぞれ別々に算出し、足上げた額が全体の基準額となるため、同じ定義規模であるのに、認定こども園が保育所かで基準額が異なることになり不公平感がある。施設全体の定義規模で基準額が算出できるよう、改善していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があり、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。)</p> <p>なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が生じ、支障の抜本的解決に繋がっていないことも挙げられる。</p> <p>また、地震等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金」(厚生労働省所管)についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。</p> <p>○それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の種類や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があり、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じる。</p> <p>○幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化について 27年度整備 認定こども園幼稚園 29年度整備 認定こども園幼稚園 認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども園(幼稚園部分)は「認定こども園施設整備交付金」を所管する文部科学省、2、3号認定こども園(保育所部分)は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることとなり、書類作成の期間が重複した。 また、各号の子どもが共有する部分の按分等にも大変な手間がかかり、按分方法の調整等がある両方の交付申請書類を提出し、国との連絡もかなりの時間を費やした。今年度も0年4月を目指して幼保連携型認定こども園の整備があるが、現在、文部科学省に協議した補助の内示が保留となっており、事業者の資金計画自体を変更する可能性もある。さらに、厚生労働省分は内示が出ているが、補助金全ての方が揃わないと着工手続きを進められないことから、最悪の事態としては0年4月に定員増を認めない事態も想定される。このように、一つの施設の整備に関して、補助金の手続きがバラバラに行われ非常に非効率であり、また、待機児童対策が進まない要因となり得る。</p> <p>○幼稚園を幼保連携型認定こども園とするための施設整備の計画において、2本の交付金等の協議を行わなければならない。計画の変更においても、それぞれに変更の手続きを行うことは非常に煩雑であり、交付金制度の一元化に賛同する。</p> <p>○【支障事例】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされることによる弊害が現に生じている。 具体的には、今回2省に事前協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、今回2省に事前協議を行っている同一案件において、民間事業者の整備事業に支援を来している。 経費按分調整等に係る事務処理上の負担解消のみならず、民間事業者が円滑に整備事業・施設運営を実施していくためにも、一元的な処理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園における施設整備補助については、左記と同様に厚生労働省分と文部科学省分を案分してそれぞれ申請等を行うため、事務の負担が生じている</p> <p>○【支障事例】 過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところであるが、交付申請や実績報告等の手続きにおいては様式の本化が図られておらず、厚生労働省及び文部科学省の2種類の書類を作成する必要があり、事務の負担軽減が図られていない。 また、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、引き続き施設の種類や定員等により按分を行わなければならない状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 事務の負担軽減を図るため、認定こども園に対する補助制度の一本化が必要である。 ○施設整備の補助制度が厚生労働省と文部科学省に分かれていることによる支援は、基本的に提案団体の記載のとおりであるが、当該整備事業が2か年事業の場合、各年度の事業進捗率によって、さらに按分する必要が生じ、按分の按分といった計数誤りを誘発するような状況であることから、数値の確認・照合事務が、単純に2倍(4倍)以上の努力となっている。 近年は待機児童を解消するため、同時に処理する整備補助事業の数が激増しており、非常に辛い状況となっている。 また、補助事業終了後の会計実地検査においても、検査官への説明等で多大な努力を必要としている。</p> <p>なお、提案の趣旨とは相違するかもしれないが、保育所等整備交付金として事業を進めていたにも関わらず、都道府県に要請された認定こども基金を活用した整備補助事業において、その後の内示の時点で、予算不足を理由に当初想定していた内示額を一方的に大きく削減され、その後の補正予算等の考えも明確にされないまま、追加内示があるまで放置されたことがあり、一括で手続きできる安心こども基金でさえも、補助事業を円滑に進めることができない状況である。</p> <p>○1園当たり、保育所機能、幼稚園機能等に事前協議、交付申請、実績報告、交付請求に係る処理時間がそれぞれ3時間程度を要しており、平成28年度実績で、2園で4件分、およそ48時間の処理時間となっている。</p> <p>なお、平成29年度は5園分の整備予定であり、本市としては、今後も幼保連携型認定こども園と私立認可保育園の整備を優先させることから、相応の業務量が見込まれる。本提案が実現すれば、その業務量が半分程度となるため、補助体系の見直しを共同提案する。</p> <p>子ども子育て分野については、適宜、増員等の手当をきたものの、業務繁忙が解消されていない。人・予算による手当てだけで解決しないのであれば、現在抱えている事務の内容や工程等を見直すことで、現場の負担軽減に繋がりたいと考えており、定員管理所管課としても、本提案について、強く賛同したい。</p> <p>○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。</p> <p>○本市においては、幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、保育所機能部分のみを該当しているため、幼稚園機能部分の補助金は活用していないが、補助制度の一元化による事務負担の軽減等は必要であると考える。</p> <p>○平成28年10月鳥取県中部地震の災害復旧事業において、同事業が生じた。 ○本市でも、整備交付金の申請は多くあり、その都度申請手続き、事務処理には苦慮しているところであり、簡素化を求めたい。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省の内示の時期が異なり、予算の議案の手続きが複雑化した。厚生労働省及び文部科学省の2つの交付要綱に基づく協議、申請、実績報告、支出という一連の事務を2つに分けて行わざるを得ず、事務量が倍増している。</p> <p>○本年度において、幼保連携型認定こども園の増設策を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員数、面積に基づき費用按分したうえで、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれていたため)の申請手続きを進めている。費用按分に関する検討にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めにくい状況がある。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>事務手続きの面だけでなく、別々の省庁(文部科学省、厚生労働省)の所管であるため、同一施設であるにも関わらず、片方の制度しか支障が受けられないと補助金交付額の面において不均衡が生じていることから、所管省庁の一元化等根本的な解決を求める。 なお、今後の具体的な取組について示していただきたい。</p>		<p>【山形県】 申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事務の軽減にはつながらず、不十分である。 【横浜市長会】 現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期をあわせる」「様式の統一化」など限定的な対応に留まっており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。 【磐田市】 事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。 【真面目市】 交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼保の定員数による投分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。 幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」であることから、災害復旧補助の事例のように同一施設内において幼保機能のどちらか一方しか支援を受けられないといった事象が生じないよう、交付金制度の内容の幼保統合を求める。 【長崎市長会】 内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告しておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。 【熊本市長会】 事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園というひとつの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにくい一番大きな要因となっている。(災害の事例、同じ規模の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の募集時期・内示時期の統一化や年間スケジュールの事前周知等について引き続き取り組みつつ、更なる様式の統一化、事業費案分の際の様式例の提示等、事務手続きの負担軽減について検討していきたい。</p>	<p>6【文部科学省】 (7)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省) ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)</p>

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
107	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園での障害児等支援にかかる補助制度の見直し	認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。 ○例えば、幼稚園型認定こども園のうち、接続型の場合で幼稚園部分が学校法人立の場合、3号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助金」が適用される。 また、幼保連携型認定こども園のうち、旧接続型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには一般財源措置となっている。この場合、私学助成は補助金の交付を受けようとする年度の5/1 現在に就園する子どもに対して補助がなされるため、例えば、次のような支障が生じる。 (例)5/3 生まれの子どもは、5/2 に2号認定になることから、5/1 時点では私学助成の対象とならず、当該子どもはどの制度からも補助金の交付を受けられない。 ○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない、施設にとって大きな事務負担となっている。	補助体系の見直しを図ることで、事務作業の負担軽減につながる。	多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施事項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市		旭川市、仙台市、福島県、川崎市、新発田市、大阪府、北九州市、佐賀県、長崎市	<p>○私学の認定こども園における障害児等支援については、子ども・子育て支援交付金「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。</p> <p>○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない、施設にとって大きな事務負担となっている。については、事業類型や子ども支給認定の区分を問わず、障害児へ統一した支障となるよう補助制度の一本化を提案する。</p> <p>○本市においても、提案市と同様に私学の認定こども園における障害児等支援については、私学助成部分については都道府県へ、それ以外については市町村へ補助申請を行わなければならない、施設にとっても負担となっている。</p> <p>○認定こども園での障害児等支援に係る財源措置を一本化し、分かりやすい制度構築が必要であると考えている。さらに居宅訪問型を除く地域型保育事業では公定価格における加算項目として財政措置されており、子ども・子育て支援新制度の財政支援の仕組みを共通化するという趣旨に鑑み、障害児等支援に係る財政措置は、公定価格における加算項目に一本化することが望ましいと考えている。</p>	特別な支援を必要とする子どもの受入れについては、従前、私学助成(特別支援教育経費)及び一般財源(従前の障害児保育事業)により財政支援を講じていたところ、これらの対象とならなかった子どもについても適切に支援を行うため、子ども・子育て支援新制度の施行時に「多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)」を創設したという経緯から、認定こども園の類型や子どもの認定区分等によって適用される事業が異なる複雑な仕組みとなっていることは承知している。
106	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園等における保育料に対する徴収機種の強化	○行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、保育所では市町村が保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められていない(幼稚園型・保育所型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収可)ことから、施設が独自で徴収事務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。	認定こども園等(幼稚園を含む)において、行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで、利用者から平等に保育料を徴収することができる。ようになり、利用者間の不公平さをなくすることができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がります。特定の理由での徴収事務を市町村が代行することで施設側の事務負担を減らすことができる。	児童福祉法第24条及び第56条第9項 FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よある質問) 応答義務について(案)(平成26年9月11日 内閣府子ども子育て本部主催 子ども・子育て支援新制度説明会 配布資料)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市		福島県、小牧市	<p>○保護者負担金の算定ミスが発見し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が徴収事務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が徴収できるようにすることで施設側の負担を減らすことができ、お金の流れもスムーズになる。</p>	保育園に関する利用料の徴収権限は、児童福祉法において、市町村に保育実施・確保義務が課せられていることを前提として、その経費の履行を担保するための手段として特別に付与された権限であり、市町村と同様の義務が課されていない幼稚園等まで対象とすることは、制度の性質上困難である。
296	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消	地域子育て支援拠点事業の委託を受けていた保育所・幼稚園が認定こども園に移行した際、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消	認定こども園固有の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」を地域の実情に応じて、設置することとすることにより、限られた費用で地域全体の子育て支援を有効に行うことができ、効果的に事業を実施することが可能となるとともに、利用者である保護者の相談先が増加するため利便性の向上にも資する。 また、両事業の違いについて明確化することにより、地域の子育て支援を効果的に実施することができる。	子ども・子育て支援法、児童福祉法、遊学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年3月8日「自治体向けFAQ【第15版】」206	内閣府、文部科学省、厚生労働省	和歌山市		徳島県、宮崎市	<p>○本県においては、幼保連携型認定こども園に対し、認定こども園法に規定する子育て支援事業のうち3日以上を週3日以上実施しなければならないと条件で定められており、認定こども園法に規定のある「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の重複実施となる。</p>	認定こども園においては、認定こども園法に基づき、保護者のニーズを踏まえた「子育て支援事業」を実施することが義務付けられているが、地域子ども・子育て支援事業としての「地域子育て支援拠点事業」は、これは別に、専任職員や長時間の開所を前提として、より高度な専門的な子育て支援を行う拠点として市町村の委託等により実施されるものであり、両者が重複する部分はあるものの、相互に独立した事業である。 <p>「地域子育て支援拠点事業」の実施場所としては様々な場所が考えられるが、既に一定の子育て支援機能を有する認定こども園で併せて実施することにより、保護者の便宜や効率的な事業実施等に資する場合も多いものと考えており、実際に、相当程度の認定こども園で事業が実施されている(平成28年度実績:587箇所(全体7,063箇所))。将来的に更なる拠点整備も求められる中で、認定こども園に対する事業委託の継続には、引き続き、特段の配慮をお願いしたいと考えているが、認定こども園の義務として行われる「子育て支援事業」と要件・効果等の違いが不明確であるという御指摘については、対応を検討してまいりたい。</p> <p>なお、「地域子育て支援拠点事業」の委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されるべきものであり、国として義務付けを行っているわけではない。</p>
223	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所・認定こども園における代替職員の特例配置	年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中で正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	年度途中で保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇治市		ひたちなか市	<p>○保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦しいことから、制度改正が必要であると考えている。</p> <p>○現状で、保育士配置に余裕がなく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。</p>	○保育所等における保育士等の配置基準については、利用者の発達・安全・生活環境に直結し、かつ、保育等の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものであるため、保育等の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。 <p>○なお、必要な保育士等の確保が難しい状況にある保育所等を確保した場合には、当該保育所等が保育士・保育所支援センター等への相談を行っているか確認いただき、相談を行っていない場合には、至急相談するよう促すとともに、保育士・保育所支援センター等において重点的な支援が行われるように協力依頼を行うほか、短時間勤務の保育士等の採用を促すなどの対応をいただければ幸いです。</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>○認定こども園における障がい児支援の仕組みについて、今回の新制度全体見直しで検討を行う意向を示していただいたことは、今回の本市提案の趣旨を理解していただいたものと考えられる。しかしながら、各施設における事務処理の負担など現状の課題を解決するため、新制度の見直し時期を待つまでもなく、できるかぎり早期に制度見直しを図っていただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>			<p>補助の統合等については、一次回答のとおり、新制度全体5年後の見直しを議論する際に、検討を行うこととするが、提案団体の意見を踏まえ、今年度中に私学助成(特別支援教育経費)・多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)における認定方法の明確化や、私学助成における認定時期についてなど、運用改善に関する通知を発出することとした。</p> <p>6【文部科学省】 (13)私立学校振興助成法(昭50法61)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の種類や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性と地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)(私立学校振興助成法施行令(昭51政令289)4条1項2号口)による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育(保育経費)(子ども・子育て支援法59条4号)や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 また、これらの補助事業の本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。 (関係府省・内閣府及び厚生労働省)</p>
<p>児童福祉法第24条第2項で、全ての認定こども園に保育の確保義務があるにもかかわらず、保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業のみに、児童福祉法で市町村による代行徴収権が付与されているのは不合理である。 幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、市町村が利用料を決定していることから、市町村の都合等で適及徴収すべき事業が生じた場合、施設型給付を受ける施設等について、例外的に市町村が徴収を行うことは合理性を欠くものではなく、保護者にとっても市町村が徴収の際に説明する方が理直しやましい。 市町村の事務負担については、本市の平成28年度実績が19件であり、事務量の増加による負担は軽微と想定している。また、適及徴収事業について、実際に直接徴収を行うかどうかは各市町村が判断できるよう制度設計を検討することで、市町村の事務負担増の懸念に対応できると見られる。 今回の提案は、税更正や事務的な算定ミスによって過年度分保育料を適及徴収すべき事業が生じた場合に、保護者や施設に負担を掛けないよう、市町村の判断により、例外的に、当該保育料を市町村が保護者から直接徴収できるよう、具体的には、以下のとおり要望するものである。 1. 認定こども園(全種別)、地域型保育事業、幼稚園について、例外的に、市町村が保育料を直接徴収できる権限を付与。 2. 1の実施を優先的な要望として、以下の手法も検討されたい。</p>				<p>【市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>○市町村による代行徴収権限が、児童福祉施設(保育所及び幼保連携型認定こども園)に限られていることは、不合理ではない。 児童福祉法第24条第5項及び第6項では、市町村に対し、保育所及び幼保連携型認定こども園における保育の最終的な実施等の義務付けがされているが、同条2項において、市町村は、保育を必要とする児童に対し、幅広く認定こども園や家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じる義務が課されており、あえて区分する必要があるのか。 ○さらに、特定教育・保育の提供が施設と保護者の間の直接契約に基づくものを保護する体制が完備されている訳ではなく、現下の特種児童問題が深刻な中では、最終的な保育の受け入れ先が、幼稚園型認定こども園や家庭的保育事業等となることは十分にありうる。市町村の代行徴収権限を、保育所及び幼保連携型認定こども園に限定する必要性がそもそも乏しいのではないが、 ○上記に加え、幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等は、市町村が利用料の決定や施設型給付の支給を行っており、特に利用料は市町村が決定しているため、施設等に要する余地がなく、利用料の変更も市町村に帰属している。このような市町村と施設等との関係に変わる余地がなく、利用料の変更も市町村に帰属している。このような市町村と施設等との関係を踏まえ、市町村が徴収を行うことは合理性を欠かないのではないかと。 ○さらに、特定教育・保育の提供が施設と保護者の間の直接契約に基づくものであることを踏まえても、施設及び保護者の同意や、施設から市町村への徴収事務の委託等を前提とすれば、市町村が徴収することは可能ではないか。 ○以上の諸論点をまず整理し、法制面、実務面から提案団体の支障を解消する方策を直ちに検討し、具体的な方針を示されたい。 ○本提案の実現によって、市町村の徴収事務の負担が増加することが想定されるが、一律に市町村へ徴収権限を付与するのではなく、市町村が選択的に制度活用できるよう制度設計することで懸念は解消されるのではないかと。</p>		<p>6【文部科学省】 (6)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 市町村(特区を含む)。以下この事項において同じ。○認定こども園又は幼児の保護者が支払うべき額(子ども・子育て支援法施行規則(平26内閣府令44)2条2項1号。以下この事項において「利用者負担額」といふ。)の徴収事務(4)関することについては、以下のとおりとする。 ・行政側の事情により過年度の利用者負担額を適及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設型による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成29年度中に必要な周知を行う。 (関係府省・内閣府及び厚生労働省) ・市町村が保育所・幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に達し、施設設置等からの求めに応じて行う徴収事務(児童福祉法56条7項及び8項並びに子ども・子育て支援法附則6条7項)の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省・内閣府及び厚生労働省)</p>	
<p>認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」が各々の役割を十分に発揮し、そして互いに補完していけるよう、それぞれの役割・効果等を早急に通知等で明確化していただきたい。 また、「地域子育て支援拠点事業」の委託については「国として義務付けを行っているわけではない」ということであるが、自治体向けFAQの中で記載されている文言が、国としての事実上の義務付けを行っているように解釈されるため、今回の回答に記載されているような「委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されたい」との文言を見直しいただきたい。 なお、拠点事業の委託については、“その地域において「地域子育て支援拠点事業」による支援が必要かどうか”という視点をもって判断したいと考えている。</p>	有			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>			<p>6【文部科学省】 (5)児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法59条9号及び児童福祉法6条の3第6項)を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合には、これまで一律に市区町村に当該事業の委託の継続を強く求めてきたが、市区町村の実情に応じて適切に委託の継続の可否が判断できるよう、当該事業と子育て支援事業(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律2条12号)の要件・効果等の違いを明確化することを含め、「FAQ」の内容を見直し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 (関係府省・内閣府及び厚生労働省)</p>
<p>保育所等において、保育士・保育教諭の確保が必要となる場合は、各施設とも京都府保育人材マッチング支援センターでの人材紹介や求人募集の活用のみならず、ハローワークでの求人募集や、民間求人誌・広告への記事の掲載、京都府保育協会等の関係団体を通じた人材の勧進の打診など、様々な手法で人材の確保を図っております。 加えて、隣接する政令指定都市や市町村における公定価格上の地域区分設定が本市より高いことによる職員の処遇に対する影響の解消等を目的として、独自の処遇改善費用補助を実施し、平成27年度は約4億9千万円を支給することで、本市としても保育士・保育教諭確保に努めております。(参考:平成27年度民間保育所運営費委託料は約28億7千万円) しかし、今回示した支障事例のように、年度途中で緊急的に保育士等が不足する場合、上記の手法では常勤・非常勤に関わらず保育士等の即時確保が困難な場合があり、本市の厳しい財政状況においては、国の補助制度を活用した新たな保育士等の確保方策を実施することも困難な状況であるため、特例が認められず、保育士の配置基準を満たせない場合、児童の転園や退園が必要となり、児童の情緒や保護者の生活に悪影響を及ぼすだけでなく、市民の保育行政に対する不信感を招くなど、大きなマイナスとなります。 なお、本市では、平成26年度より保育対策総合支援事業費補助金における保育体制強化事業を実施し、保育補助者の設置促進に努めてきた結果、各保育所において特別配置により保育士等として活用可能な人材が雇用されています。そのため、上記の事情を鑑みて、今回提案いたしました特別配置について、再度のご検討をお願いいたします。</p>				<p>【全国知事会】 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限って認めることとすれば、保育の質を担保できるのではないかと。 ・特例を適用できる地域条件(例) ①現に特種児童が発生している。又は年度途中の入所を受け入れない場合、特種児童が発生するおそれがある。 ②専守型の支援メニュー等による人材確保を講じても、保育士の確保ができない。 ・保育の質の代替策(例) ①園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保 ②巡回支援指導員から適切な指導を受けられる体制の確保 ③既存の保育補助者を保育士の配置基準よりも手厚く配置 ○特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数と数する(例:年度当初まで2歳児クラス(保育士3名・児童18名)に追加受け入れできるのは、年度後半の最長3か月以内3人まで)であれば、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくても良いのではないかと。 ※例えば、保育所等が利用定員の120%を超えて、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公定価格の乗除調整されていたが、平成28年度末の「特種児童解消」に向けて緊急的に対応する施策により、現下の特種児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整をされないこととなった。 ○保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあると指摘については、提案団体によれば、特種児童発生時のみ配置基準の緩和を求めているものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないかと指摘されている。 また、同様に事業者経営の不安定化すると指摘については、現職の保育士等の人数で特種児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いのではないかと。 ○提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を担うも見つかっていない実態や、地域区分が周辺市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、ローラー等と連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。</p>		<p>○貴自治体の「提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準である。特種児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべき」と考えており、対応は困難である。 6【文部科学省】 (15)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令)15条3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応に適切に対応し、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たなくなった事業者に対する監督指導の流れについて、改めて平成28年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。 (関係府省・内閣府及び厚生労働省)</p>	

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
159	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とする。また、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能なよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。	幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とする。また、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能なよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。	人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに比べていかなる程度か、今後とも一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。私立幼稚園の設置数が比較的多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができ、山間など民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離した上で、経営の視点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く備えることが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考える。	公立幼稚園のサービスの効率化を図ることができるとも、住民サービスの向上につながる。	学校教育法第2条、第5条 地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省、文部科学省	奈良県		ひたちなか市	○公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支障になることはないが、今後さらに少子化が進行し、私立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択のひとつとなり得る。	提案については、平成16年の通知(「公立学校における外部の人材や資源の活用推進について」(平成16年3月30日付文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長連名通知))において、公立学校に係る業務のうち、学校施設の警備や清掃等の管理業務について民間事業者への委託が可能であることとしているところである。 また、地方公共団体が学校法人と協力して、園地・園舎を譲渡又は貸与や出賃を行い、学校を設置することは、既に現行制度で対応が可能である。 これらを踏まえ、現行制度での対応ではなく、提案いただいた内容でなければ解消できない具体的な支障事例があれば示されたい。 7月18日のヒアリングにおいて、幼稚園を現に設置している市町村は、本提案について「様子見」とのことであったが、現時点において県内の幼稚園を現に設置している市町村から具体的なニーズや委託に係る提案が出ているのか、その有無と、事例がある場合には、その詳細な内容をご教授願いたい。 また、提案の中で改正を求めている学校教育法第5条に規定する設置者管理主義については、児童生徒等の教育を受ける権利に直接的にかかわる学校教育の特性に照らし、教育を行う学校は、その設置者が当該学校を適切に管理し、その運営に責任を持つことを定めた学校教育の根本的な原理の1つである。 このため、同条を改正することを含め、公立学校の管理運営の学校法人や地方独立行政法人への包括的な責任の在り方については、中央教育審議会(平成16年3月4日)答申において今後の検討課題とされていることから、貴県の具体的な事例を踏まえた実証的な研究や有識者等を交えた議論を行い、慎重に検討する必要がある。
25	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際の職員配置基準の緩和	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際の職員配置基準の緩和	本町では、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるよう、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通のプログラムを実施)しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士よりも処遇が低く、確保が困難な状況である。 また、放課後子供教室の職員である学習アドバイザーは、教職を目指す大学生や地域で活躍している様々な分野の方で、ボランティアのようなものであり、毎回人材の確保に苦慮している。 現在は月1回程度一休型として実施しているが、同事業の人材の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体的に実施する回数を増やすことができない。 厚生労働省は、放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国的1万か所以上で実施することとしているが、平成26年3月末時点で調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、3549か所であり、一体的な取組みを進める上での課題として、人材の確保が困難(都道府県:83.0%、市町村82.1%)であることが最も多く挙げられていることから、一体的に実施する際の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができると考える。 現行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされているが、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則2人放課後児童支援員を配置することとされており、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業所等の業務と兼務できるとされている。 よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員2名(うち1人は補助員でも可)と安全管理員兼学習アドバイザー1名の最低3人の配置が必要である。 放課後児童クラブを単独で運営する場合には、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員を2人(うち1人は補助員でも可)配置することとされていることから、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際にも、全員で創作活動を行う等プログラムを工夫することで、放課後児童支援員1人と安全管理員兼学習アドバイザー1人の計2人で実施することができると考える。	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を促進し、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を整備できる。	○児童福祉法 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号) ○放課後子ども教室推進事業等実施要綱	文部科学省、厚生労働省	長洲町		-	-	実現は困難。一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものであり、両事業に携わる者の数を合わせて考えることは困難。預かる児童の安全の確保を考慮すれば、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置するとは、必要なことと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>幼稚園運営については、整備や清掃、給食等といった定型的な管理業務だけではなく、管理運営業務を包括的に民間委託することが、施設の効率的な運営のために必要である。</p> <p>また、地方公共団体が学校法人と協力して幼稚園を設置することについては、民間委託に比して、学校法人の新設に係る事務的負担が過大になるほか、地方公共団体が当該法人に対して出資する等、新たな財政的負担の発生が想定されるが、特に県内の小規模市町村には、その負担に耐えられない団体が存在している。加えて、現状、幼稚園が存在しない小規模市町村にあっては、団体が出資等としても、学校法人を新設しようとする既存の法人等は見込みにくいものと考えられる。</p> <p>山間部を多く有する本県では、地域の人口減少、少子化等は急速かつ深刻化の一途を辿っており、もとより財政力の低い本県市町村では、財政の安定的見通しが十分でない中で、福祉サービス、水道・交通等のインフラをはじめ、あらゆる面で行政サービスの安定的な維持は、固に深刻な問題となりつつある。公立幼稚園の運営についても、この問題の全く例外でない、仮に現行の手法でしか公立幼稚園の管理・運営が認められない場合、地域の幼児教育の維持が困難になる危機感を強く認識している。実際に、ある村においては、公立幼稚園の維持が困難となり保育所に移行せざるを得なかった事例も存在している。</p> <p>あわせて、より専門性の高い教育ニーズに合った教育を受けたいと希望する児童や保護者にとりて、現行の公立幼稚園自身が管理・運営する方式では対応できなくなる懸念も有している。</p> <p>このような状況を踏まえ、本県では、市町村合併に代わる持続可能な行政運営のしくみを「奈良モデル」として位置付け、今後新たな取り組みを進める分野の取組の一つとして、公共施設の管理・運営手法の検討を行っているところであり、「奈良モデル」のあり方検討委員会報告書(平成29年3月)において、「公立幼稚園等の管理・運営を広く民間事業者等にアウトソースできるよう、法改正を含めた制度改正を求めたい。」としている。民間委託や地方独立行政法人等の施設運営の選択肢を幅広く備えることは、地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進するうえで重要である。</p> <p>また、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものでもある。幼小接続を円滑に行うためには、幼稚園と小学校の緊密な連携が必要であり、公立幼稚園として存続することは、公教育の連携においても、児童や保護者の安心の観点からも、その果たす役割は大きい。</p> <p>本提案の実現により、地域における幼児教育の場が確保され、また、民間法人や地方独立行政法人が幼稚園の管理運営に参加することで、設置者や現場の教員のみならず、多くの人が幼稚園教育について現在以上に議論・研究を行うことができ、その結果、独自性があり、かつ効果的な教育を実施できる機会が増えるものと考えられる。その結果、従来の市町村自らが行う幼児教育よりも、地域の特性を活かす専門性の高い教育や、児童の発達段階に応じた最新の教育内容や障害児への対応など、最新の知見を活用した教育を行い、地域における幼児教育の質の向上が可能となると考えている。</p> <p>県としても、市町村の意向を更に詳細に把握するとともに、管理運営業務の受け皿となる学校法人が実在するか具体的な調査を実施して、今後、知事と市町村長とのサミット討議の中で、具体的な枠組みについて議論していくところであり、今後更に議論を深めるためにも国側の早期の検討・見直しを求めたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○提案団体の具体的な支障等(学校法人の設置が困難、公立幼稚園の形態を希望)を踏まえ、義務教育とは異なる幼稚園の設置者管理主義を緩和する際に生じる課題について具体的に示し示しいただきたい。</p> <p>○国家戦略特区における高等学校等における制度改正の議論を踏まえると、一定の担保措置をとることにより、設置者の責任の下、設置者とは別の者に管理を委託することが可能ではないか。</p> <p>○幼稚園は、学校教育法上、公立幼稚園と私立幼稚園とで、行うべき教育内容や人員体制を区分している訳ではなく、沿革からみても、幼稚園は、建学の精神に基づき、多様な設置主体により設置されてきたものである。</p> <p>このような状況を踏まえると、提案への対応により公立幼稚園での実施が阻害される特別な教育内容や公権力の行使等があるとはいえないのではないかと。</p> <p>○平成16年の「今後の学校の管理運営の在り方について」の中央教育審議会答申から長期間が経過しており、提案団体の具体的な支障を踏まえ、2次ヒアリングまでに方向性を出していただきたいと考えるが、今後の検討スケジュール及び体制についてお示しいただきたい。</p>	<p>公立幼稚園設置者である市町村の具体的な支障、包括委託した場合の財政上のメリット、包括委託を具体的に希望・予定している市町村の有無、包括委託の受け皿となる法人の見当、教育の質及び継続的かつ安定的な経営管理を担保するために市町村において考えられる対策などについて、奈良県からの具体的な情報と提案を踏まえ、平成16年中央教育審議会答申の方向に従い、解決に資するための実証的な研究の方策及びスケジュールについて検討したい。</p>	<p>6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26)及び地方独立行政法人法(平15法118) 公立幼稚園の管理・運営については、市町村の運営実態、公立幼稚園存続の希望その他の具体的な状況を踏まえ、学校法人又は地方独立行政法人への包括委託をきめた問題解決の方策について、公立幼稚園の設置者である地方公共団体からの具体的な提案を受けて速やかに検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、地方独立行政法人の業務の追加について速やかに検討し、結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省)</p>
<p>○今回の提案は、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置するという現行基準は維持したまま、放課後子供教室と一体型の場合には、両事業の職員が得られることから、職員配置の緩和を求めるものである。</p> <p>○現行で、放課後児童クラブは、利用児童がおおむね40名以下の場合、放課後児童支援員等を2名配置することとされており、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、利用児童数の目安やプログラムの工夫を行えば、放課後児童クラブと放課後子供教室の職員計2名で、安全確保が可能であると考える。</p> <p>○一体型で運用する場合であって、両事業の利用児童数が合計40名以下の場合に、放課後児童支援員2名だけでなく、安全管理員兼学習アドバイザー1名の計3名がいなければ、安全性が確保できないというのは不合理ではないか。</p> <p>○放課後子供教室と一体型で運営する場合に、支援を要する子どもを受け入れる機会が増加しており、職員を加配したいが、現状では加配できない状況にある。提案の実現により、効率的な配置ができれば、その分の人材を加配が必要なクラブに配置する等、人材を効率的に配置し、人材不足の現状を打開することができるかと考える。</p> <p>○また、安全確保対策として、職員それぞれの役割分担を明確にし、緊急時の連絡体制等の確立を行うことで、安全性は保たれると考える。</p>				<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最善・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○放課後児童クラブは、利用者がおおむね40人以下の場合、放課後児童支援員等を2名配置することとされており、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、人数の目安やプログラムの工夫等により、職員計2人で実施することができるのではないかと。</p>	<p>現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども子育て支援新制度の施行に伴い、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。</p> <p>その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。</p>	<p>6【文部科学省】 (4)児童福祉法(昭22法164) 「放課後子ども総合プラン」(平26文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p>

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
208	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し	年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子どもについて、子ども子育て支援法に基づく支給認定の対象とすること	・満3歳児未満の子どもの教育ニーズに対し、適切な対応を行うことができる。 ・2歳児であっても幼稚園等に入園しやすい環境となり、増加し続けている3歳未満児の保育ニーズに対し、保育園のみならず幼稚園等がその解消に資することが期待される。 ・施設を真に利用している児童数の把握が容易になり、定員外園児の受け入れなどの防止に繋がる。	子ども子育て支援法第19条、学校教育法第26条	内閣府、文部科学省	高岡市	福島県、ひたちなか市、北九州市	○ 満3歳になる前に私的契約で入園をさせている。市で把握することが困難であるため施設基準や職員配置基準が適正に満たされていないかの判断が困難なところであり、施設給付費の加算の判定等に誤りを生じる可能性がある。このことから2歳児の受け入れについて基準等を設け制度の中に組み込む必要があると思われる。 ○ 第一次延期にあたる2歳児を幼稚園に受け入れることにより、孤立しがちな専業主婦(夫)家庭等の育児負担の軽減が必要である。 ○ 保育の自覚めと行動範囲の広がり、数多くの言葉を獲得していく時期である2歳児を幼稚園で受け入れることにより、子どもの育ちを支援することができる。	子ども子育て支援法に基づく支給認定・施設型給付は、幼稚園・保育所・認定こども園に入園する資格を有することを確認した上で、その利用に係る経費を支給するものであるため、幼稚園・保育所等のいずれの施設にも入園できない「保育を必要としない2歳児」について、支給認定の対象とし、施設型給付を支給することは、制度の立てつけ上困難である。 一方で、幼稚園等が、幼児期の教育・保育のセンターとして、保育を必要としない2歳児やその保護者に対する子育て支援活動を行っていくことは大変重要であり、そういった活動に対しては、既に、私学助成(幼稚園の子育て支援活動の推進)や子ども子育て支援新制度における地域子ども子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業(一般型))により、支援を行っている。		
225	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化	子ども子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行方届出を必要に応じて協議とすよう求める。	○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数が設定し、子ども一人あたりの単体定員が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができるとしている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとって相反する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めている上で、3歳児以降の継続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。 ○市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども子育て支援給付費を総合的に計画し、行うことや、子ども子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げる時は、3カ月前までに市町村長に届出をすだけだけで、市町村の責務を果たすための関与ができない状況となっている。 ○また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみならず、府においても即止できない状況となっている。	子ども子育て支援法	内閣府、文部科学省、厚生労働省	真面目市	福島県、横浜府、長野市、豊田市、北九州市	○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が関与する仕組みが必要。 ○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際には、届出前に相談等があることから、その中で設置者と協議を行い、児童の受け入れ等に支障が出ないようにしている。利用定員を増加する際には、設置認可時と同様の手続きを定めており、また、利用定員の変更は市町村の保育行政に及ぼす影響が大きいため、定員を減少する際の市町村の関与強化は合理的である。提案の必要に応じて協議は、必要な場合が不明なため、明確化すべきと考える。 ○利用定員については、市町村による計画を踏まえる必要があると考えるため、届出のみではなく協議は必要。 ○当市の子ども子育て支援事業計画において、既存施設の定員を増加することにより、保育の受け皿を確保することとしている。本提案による市町村の関与強化は当該計画の促進に寄与するものである。	子ども子育て支援法等において、教育・保育施設の利用定員を減少させる際の手続きを届出制としたのは、施設における実員が利用定員を継続的に下回る場合や教育・保育に必要な幼稚園・保育所・保育士等の確保が困難である場合など、施設にとってやむを得ない理由によって定員を減少させることを想定しており、協議制とすることは施設側の負担増につながる懸念がある。 本件提案に指摘されているような、2号認定子どもの定員を1号認定子どもの利用定員に切り替える場合には、現行制度においても、1号認定子どもの定員増加の部分について、市町村が都道府県に協議の上、利用定員の変更を行うこととなっていると、その権限に基づき適切な対応を行っている。		
216	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 ○管外委託児童に係る請求及び支払事務 請求及び支払いにあたり、対施設や自治体間で情報のやり取りが煩雑で、円滑な請求及び支払事務の妨げとなっている。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。	子ども子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に関する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る給費過加算等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	福島県、ひたちなか市、海老名市、老名市、静岡市、豊田市、伊丹市、大阪府、山陽小野田市、北九州市、新宮町、大村市、熊本市	○管外委託児童に係る請求及び支払事務の簡素化に向けては、国の公定価格に基づく給付額を算定し、同時に核対することが必要と考える。 ・具体的には、現在、当市では、市内に居住する児童が市の保育所等を利用した場合に、保育所等の所在地の地方自治体の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。これは、同じ保育所等を利用する児童の間で受けられる保育の内容に差が生じないようにするとの考えによるものです。 また、多くの地方自治体でも同様に、市内に居住する児童が市内の保育所等を利用した場合には、市の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。 しかし、一部の地方自治体では、財政状況などから、保育所等の所在地の水準に合わせた独自助成の費用までは負担できないという地方自治体もあるため、市内の保育所等からは、そのような地方自治体の児童を受け入れた際の負担軽減について、市に要望が寄せられています。 管外委託児童に係る請求及び支払事務について、広域的な組織に給付事務を委託する仕組みを検討する際には、各地方自治体の独自助成の支払いの仕組みの共通化も併せて検討することで、事務の簡素化と、費用負担の考え方の違いの解消につながるかと考えます。 ○本県内の市町村においても施設型給付費等の算定が複雑なことから、年間の実績見込み額等により、国庫・県費負担金に多くの過払いと返還が発生し、国及び県の予算に大きな影響を及ぼす恐れがある。 ○請求及び支払事務については、自ら給付額を正しく計算できる施設が少なく、殆ど市が請求書を作成している。管外委託児童に係る請求及び支払事務は各所に内容の確認を行っているが、それでもミスが多く何度も請求書の差し替えが発生していることから、簡素化の提案に賛同する。 ○給付委託児童については、送所・利用者との異動・認定の変更等を念慮情報のやり取りが煩雑。 ○本市についても提案自治体と同じく、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。 ○本県内においても管外委託の該当ケースがあるが、費用の算定から請求、支払い事務に関しては、複雑な制度もあって煩雑なケースがある。給付費の支給に関して当該市内の支給となつているため非常に苦慮しているところである。管外委託に関する支給期限を緩和することで事務の効率化が図れるものと考えられる。 ○管内児童の管外施設入所に係る請求及び支払事務については、管外施設との間で加算認定状況や月初人数など給付上の各種情報を毎月やり取りしなければならず、一定の事務負担が発生している。 ＜制度改正の必要性＞ 管外児童に係る毎月の給付費支払については、施設の所在自治体が管内児童に係る給付費と併せて一括して納入、年度終了後に国から国費負担金の特例として全額補填する仕組みにするれば、事務軽減の一定の効果が見込める。 ○本市においても給費過加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。			

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	
見解	見解	見解	見解	見解	
<p>本市では、現に、年度当初で2歳の子どもについて受入を行い、支給認定子どもに対するものと同様の教育の実施に努めているが、支給認定されない中で園の独自事業として行っている以上、例えば下記のようなケースにおいて、支給認定子どもと比較して法的な保障なく、満3歳に達していない児童や保護者の権利保護に重大な支障が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所申請に対する応諾業務(子ども子育て支援法第39条第1項)、幼稚園で選考が行われる場合に、満年齢に達していないとの理由で不利益な扱いを受ける(同条第2項)。 ・児童の発達や家庭環境に応じて、設置者と市町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関との連携等により良質な教育・保育を提供されない(同条第4項) ・設置者が利用定員を減少した際に、必要な教育・保育の継続が行われない(同法第34条第5項) ・保護者の希望や養育状況に応じた、市町村によるあっせんを受けられない(同法第42条) <p>上記のような事例は、幼稚園と保護者との契約において基本的な水準を保障されていると考えられるが、自らが十分に希望を表現できず、不当な扱いを受けても主張できない子どもに対しては、特に重要な権利保護が必要であると本市は考え、事故や問題事例が発生することがないよう、学校教育法第66条の年齢基準の引き下げを含め、制度面・財政面の両面から現行の1号認定児童に劣後しないような制度設計を検討いただきたい。</p> <p>また、利用の保証がされておらず支給認定外児童であるために、正式な入所状態の把握がなされていない。このことから、園が同様のサービスを提供しようとする際に、事前接しなくても、場合によってはその内容に差が生じる恐れがあり、満3歳到達時から支給認定を受けて行われる幼児教育とは異なる。これらの園の独自事業により発生しているサービスを受ける年度当初満2歳児が、満3歳児と全く同じ環境・内容の幼児教育を受けられることで、満3歳児からの教育をより効果の高いものとし豊かな人格形成に資することになる。</p> <p>また、本市がこのような事業を行っている背景としては、満3歳の誕生日到来をもって、年度途中での入園を行うこととすれば1年を過ぎた各施行事等が成立しないことから、子どもの健やかな成長に支障がある」と考えられているためであり、現場の知恵・手法としてこれまで対応してきたものでもある。</p> <p>「親に入所している保育を必要としない2歳児を支給認定対象とすること」は、制度の立てつけ上困難との回答ではあるが、こうした現場の運用を行わなければならない点をよく理解いただきたい</p> <p>本提案は、年度途中に満3歳になる児童に幼児教育の提供ができるようになることで、子ども・保護者・行政の全てに利がある方法であり、住民福祉の向上に効果があると考えている。</p> <p>また、地域子ども子育て支援事業についてであるが、一時預かりであれば緊急・一時的な預かりへの対応、地域子育て支援拠点事業は親子の交流の場づくりなど、本市においてもそれぞれの本来の目的に対し、適切に活用されているところである。これらの事業は、2歳児への子育て支援活動としての位置づけとなる効果があることは理解できるが、継続した入園・教育を補完する事業とは市・事業者・保護者ともに認識しておらず、この事業の活用は本支障の解消につながるものではないと考えている。</p> <p>このことから、今回提案の背景となった地域・現場の実情に対応できるような制度設計をぜひ検討いただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○構造改革特区における特例の廃止から10年が経過し、子ども子育て支援新制度の施行(施設型給付、支給認定、認定こども園など幼児を一元的に取扱う事業の制度化)や幼稚園を取り巻く環境(少子化、就労世帯の増加による地域の幼稚園ニーズの低下)等が変化している中、改めて検討すべきである。</p> <p>○「子育て安心プラン」において、幼稚園での保育を必要とする2歳児の受入を推進するため、一時預かり事業(幼稚園型)により2歳児を定期的・預かる仕組の創設等を行うこととされているが、提案の趣旨を踏まえて、幼児教育を希望する者も受け入れを可能とすべきではないか。</p>	<p>平成30年度概算要求において、「幼稚園における2歳児の円滑な受入れのための調査研究」を新規事業として盛り込んでおり、まずは、この事業を通じて、2歳児特有の発達を踏まえた配慮や3歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続等について調査研究を深めた上で、その結果を踏まえて、必要な措置について検討を行ってまいりたい。</p> <p>なお、一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児の定期的な預かりは、待機児童対策として保育を必要とする子どもを対象とするとの前提で「子育て安心プラン」に盛り込まれたものであり、その他の子どもでも対象に含めることは困難である(保育の受け皿拡大に向けた財源確保が喫緊の課題となっていることを御理解いただきたい)。</p> <p>構造改革特区に関しては、平成19年～18年に構造改革特別地域において実施された満3歳未満児の幼稚園入園事業において、評価委員会等の検証の結果、幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園として集団的教育ではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかわりに重点を置いた形態で2歳児を受入れることにより、全国展開を行うこととされたことから、子育て支援としての2歳児の受入れを幼稚園において実施されてきたところ。</p>	<p>6【文部科学省】 (17)子ども子育て支援法(平24法65) (イ)幼稚園における2歳児の受入れに対する支援の在り方については、平成30年度に2歳児特有の発達を踏まえた配慮や3歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続等に係る調査研究を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府)</p>
<p>○現行制度上は、1号または2号利用定員の過不足の状況に関わらず、利用定員の減少について施設からの届出を受ける仕組みとなっております。また、利用定員の増減についても、届出ではなく協議となっているものの、利用ニーズがあるなどの合理的な理由がある場合は、施設の意向に添った対応をせざるを得ない。</p> <p>○については、利用定員の増減については、地域の実情や利用定員の過不足に応じて、市町村が「協議」という形で関与できる仕組みが必要であると考えます。</p>	<p>【磐田市】 ○現場の実情を一番把握しているのは市町村であるため、設置者と市町村の段階からの協議が必要だと考える</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p><総論> ○利用定員の個々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自身が、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。</p> <p>○市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。</p> <p><設置者の利用定員の変更に関する市町村の関与の強化> ○1号認定子ども2号認定子どもの公定価格の差が誘因となって2号定員を1号定員へ切り替えるなど、経営上やむを得ない理由以外で定員減少を行う事例が現状見られる以上、一定の条件(例えば、当該定員減少させる施設の所在市町村において待機児童が発生している場合、当該定員減少により市町村の保育確保義務の履行に支障がある場合等)を設定したうえで、条件に合致する場合には定員減少について「協議」することも可能とする仕組みを併用するべきではないか。</p> <p>○そもそも2号認定子どもの定員を1号認定子どもの定員へ切り替えるケースが生じる理由は、公定価格の不合理的な差があるからであり、施設がそのような変更を行う誘因が働かないよう、単価設定を見直すべきではないか。</p>	<p>子ども子育て支援新制度において市町村は、5年を1期とした市町村子ども子育て支援事業計画に基づき、子育て支援を実施しているところ。法施行後5年を目途に行う法見直しの中で、1期目の計画期間の実態について検証を行い、子ども子育てで会議における議論も踏まえ、検討を行う。なお、本件提案は施設側の負担が増えることが懸念されることから、慎重な検討が必要である。</p>	<p>6【文部科学省】 (17)子ども子育て支援法(平24法65) (イ)特定教育・保育施設の設置者が利用定員を減少させる場合の手続(35条2項)については、市町村の関与を強化することし、所要の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>
<p>管外受委託児童に係る請求及び支払い事務について、提案事項に対するご回答をいただきたい。事務量が増大している原因は、自治体間での情報共有を前提とした仕組みでありながら、そのためのツールが整備されていないことだと考える。各施設における認定状況や各月初日在籍児童数などの情報を広域的にデータベース化し一元管理することや、都道府県単位で広域組織が給付事務を行うなどの仕組みづくりが必要である。</p>	<p>【静岡県】 施設型給付費については加算認定まで至らない段階で概算払いし、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用することが可能とされているものの、各施設・事業者においては、遡及して加算が認定されないこととなった場合、その影響が大きい。自治体や各施設・事業者においてその事務が速やかに行えるよう施設型給付費の算定等について見直しいただきたい。</p> <p>【山陽小野田市】 「自治体の実情により必要と認められる場合」というケースが不明確であり、法令に則って毎月支給している。また、前払いによる概算払が可能であったとしても、月々の給付費算定事務の負担の大きな軽減にはならない。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>施設型給付等は各市町村において、地域の実情に応じて実施していることから、認定基準等と並行して協議の上、ご対応いただきたい。</p>	<p>6【文部科学省】 (17)子ども子育て支援法(平24法65) (イ)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>

文部科学省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
215	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化。	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 ○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の資金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が煩雑かつ膨大であること、加算額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。	市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層注力できる。	・子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び併用保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共第349号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会		旭川市、仙台市、秋田市、山形市、ひたちな、川崎市、海老名市、静岡県、横浜市、豊田市、大府市、伊丹市、淡口市、山陽小野田市、徳島県、北九州市、新宮市、佐賀県、長崎市、大村市、熊本県、福岡市	<p>○(処遇改善等加算に係る事務) 加算認定に係る考え方が施設側に浸透していない中で、平成29年度は新たに「処遇改善Ⅱ」の項目が追加された。平成29年度は当該加算の認定にあたり、研修受講の要件は不問とされたが、当該要件の適用時期が不透明であり、施設側の不安をおおっている。さらに、従来からの処遇改善Ⅰの加算も、概ねの積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であり、当該積算に助かる行政側にも大きな負担がかかっている。</p> <p>(市システムによる請求事務の指導・助言) 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。さらに、平成29年度からは新たに「処遇改善Ⅱ」の項目が新設され、当該加算項目による事務負担が増大した。システムファイルを提供してほしい。</p> <p>また、加算項目を簡素化し、請求事務の負担軽減を図っていただきたい。</p> <p>○<制度が複雑かつ難解という点に関して> 施設型給付費について、分園のある保育所における加算の適否の判断が内閣府と厚労省とで異なる事例が生じた。詳細は以下のとおり。 ①年度当初は区の判断で加算をつけていたが、都を通じて内閣府に照会したところ「加算不可」との回答を得たため、速って減額精算した。必事業者から、「直接厚労省に照会したところ「加算可」との回答を得た」との苦情があり、再度都を通じて内閣府に照会。③内閣府の回答が「加算可」に変わったため、再び年度当初に通り、加算をつけ直した。 ※該当する加算項目は主任保育士専任加算、療育支援加算、施設機能強化推進費加算等。 ○処遇改善等加算について、施設から、職員一人当たりの資金改善額を対人数分支出する等事務を簡素化して欲しいとの声が多く寄せられている。 ○処遇改善等加算の取扱いについては、平成27年8月28日付け事務連絡で考え方が示されているが、複雑かつ難解なため、市町村の説明や各施設での運用に善慮しており、事務及び制度の簡素化が必要である。</p> <p>○ 制度が複雑・難解であり、処遇改善等加算に係る事務等において、制度の理解や算定に必要な事務作業が煩雑ととなり、事務負担が生じている。 施設型給付費等算定の事務にあたっては、施設において給付費の算定・請求を行い、町で確認・支給事務を行っているが、当月分の給付費は当月で支給と定められていることから、短期間で給付額の算定、請求、支給事務を行わなければならない、施設側・行政側ともに大きな負担となっている。</p> <p>施設型給付費等の算定方法に係る事務が簡素化されれば、施設側・行政側ともに負担軽減となり、よりよい子育て環境の整備が図られるものと考え。 ○本市でも同様に、処遇改善等加算に係る事務において、「基準年度の資金水準」の考え方、加算額の積算方法等が複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 ○ 提案市からの事務改善方法に賛同。その他自治体及び事業者がデメリット無く行える改善策としては以下のとおり。</p> <p>1 職員配置が要件となっている加算に係る適用単位の見直し (理由) ①歳児配置改善加算」等、加算には担当職員の見直しが必要とされているものが多いが、現在は月単位の認定であるため毎月配置状況を確認する必要があり、この報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。 加算の適用単位を「6か月」若しくは「3か月」に変更すれば、事務負担の軽減に繋がる。 2 特定加算部分における3月初日の利用子どもの単価に「加算」要件の見直し (理由) 「施設機能強化推進費加算」や「入所児童処遇特別加算」等、特定加算部分については、多くの加算が「3月初日の利用子どもの単価に加算」とされているが、3月の支給後、子どもの月途中入退所等があった場合、精算は翌年度4月とらざるを得ない。 自治体及び事業者にとって3月～4月決算を控えた年度末であり、業務繁忙及び決算処理の遅れに繋がっていることから、加算の時期を「10月初日」とすれば、平準化による事務負担の軽減に繋がる。 3 処遇改善等加算の資金改善要件分に係る加算見込額計算方法の簡素化 (理由) 資金改善要件分については、各月初日の利用子ども数により変動することから、3月を待たないと年間額が確定しないため、事業者側からは見込みが立てにくく運用しにくいとの苦情が多く寄せられている。 毎月の利用子ども数により支給するのではなく、「4月初日」若しくは「10月初日」の利用子ども数により1年分を1回で支給する方が、自治体の事務負担軽減及び事業者の見込みの明確化に繋がる。 4 「主任保育士専任加算」等における「延長保育」、「一時預かり」、「病児保育」等を「複数実施する施設に加算」要件の撤廃 (理由) 「主任保育士専任加算」をはじめ、上記のような事業を複数実施していることが要件となっている加算が複数あるが、そもそも要件としての意味をあまり見出しにくいにも関わらず、実施状況を毎月確認する必要があるため、報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。 要件を廃止すれば、双方にとっても事務負担の軽減に繋がる。 5 人事院勧告に基づく公定価格単価の適及改定時期の見直し (理由) 平成27年度及び平成28年度と、人事院勧告に伴う公定価格の適及改定が行われているが、何れも年度末に実施されており、自治体でも事務対応に善慮しているほか、事業者からも、この時期に人員費引上げ分として交付されても対応が困難である旨、苦情が寄せられている。 積算計算による対応であるためこの時期とすることは承知しているが、3月～10月頃などの短い期間に交付とれば、自治体及び事業者ともに、事務の大きな軽減に繋がるものと考え。 ○処遇改善加算については、「基準年度の資金水準」についての考え方の理解が浸透していないばかりでなく、制度上それらについては施設でしか推定・計上できないため、実績報告を受ける市町村では、基準年度の資金水準について正しく設定できているかどうか、判断がかなり難しい。また、施設・市町村双方で確認する書類も膨大になる。 ○本市についても提案自治体と同じく、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。 ○本県における加算認定事務は、夏(8月頃)～冬(1月中旬)まで行っており、業務の負担が大きい。 ○処遇改善等加算に係る事務については、提案団体と同様に、資金改善要件分に係る加算額の算出については、毎月支給している当該加算の額を把握できていない施設がある。 資金改善を適切に実施するためにも、現行の仕組みをシンプルな構造・方法に改めて欲しい。 ○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の資金水準」の考え方、加算額の積算方法等、制度が極めて複雑で、行政・施設双方の負担が非常に増大している。 ○本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であると考え。 ○計算方法が複雑なうえ、公定価格における人員費の改定状況を踏まえた部分を考慮するなど、単価改定ごとに給与規定を改定することを念頭に置かれたような制度設計であり、現実にくぐりづらい。 ○提案団体と同様に、施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が膨大している状況である。 ○施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が膨大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。 事務の簡素化に取り組みを必要と感じている。 ○制度が複雑・難解で行政・施設に「加算」に係る事務及び要する時間も増加した。事務の簡素化を行うことで行政・施設共に業務効率化を図ることができる。 ○本市においても処遇改善等加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も善慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。 ○制度が複雑であるため、行政・施設ともに事務量が膨大している。 提案市の具体例と同様に「基準年度の資金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算額の積算方法等が複雑であるため、施設から提出された書類に対し訂正を求めたケースが多く、行政・施設双方に負担が増大している。 ○処遇改善加算について、加算額の算出方法も複雑なため施設側の対応が困難なうえ、行政側も職員の勤続年数の算出等の運用作業に時間がかかり、負担となっている。さらに、現在の加算に加えて新たな加算が追加されていたため、施設・行政ともに新たな制度に対応しなければならず、事務処理負担が増大している。</p>	<p>○処遇改善等加算に係る事務 処遇改善等加算に係る事務の取扱いについては、平成27年8月28日及び平成28年6月17日に事務連絡を发出しており、周知を図っているところ。また、平成28年事務連絡においては「基準年度の資金水準」の算出を簡素化する「簡便な算定方法」をお示しするとともに、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を省略することが可能であることをお示しし、事務の簡素化を図っている。加えて、平成29年度においては、処遇改善等加算Ⅰ(職員一人当たりの経験年数に応じた処遇改善)のキャリアパス要件について、平成29年度より追加された処遇改善等加算Ⅱ(技能・経験に応じた処遇改善)を受けられる場合には、当該要件に係る届出の提出を不要としている。処遇改善等加算Ⅱについては平成29年5月30日にQ&A集を发出するとともに、加算申請に必要な「加算対象職員数」「年齢別児童数」の計算表を公表し、こちらについても取扱いの周知及び事務の簡素化を図っている。 「基準年度の資金水準」の考え方や処遇改善等加算に係る事務については、保育士等の処遇改善が適切に行われる必要があることを踏まえ設定されているものであり、取扱いについて十分ご理解いただけるよう引き続き情報提供等を行ってまいります。</p> <p>○市システムによる請求事務の指導・助言 施設型給付費の支払いについては、子ども・子育て支援法施行規則第18条において、毎月、支給するものとされているところであるが、平成27年2月3日事務連絡等において自治体の実情により必要と認められる場合には、あらかじめ積算払いによることも差し支えないこととしている。また、平成27年5月20日事務連絡において、市町村において加算の認定にまで至っていなかったとしても、各施設・事業者からの申請をもとて暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、適宜して適用する等の配慮をご依頼している。</p> <p>○また、「子育て安心プラン」(平成29年6月2日)において、「保育士の負担軽減のため、給付事務に係る業務負担を軽減し、子育て支援サービスの標準仕様や自治体手続の標準化を含む改善業務のための調査研究を行う」としており、事務負担の軽減についても検討してまいります。</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>処遇改善等加算は、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために導入されたものであるが、現状はその事務処理に多大な労力を費やしており、施設にとっても大きな負担となっている。結果として施設がより良い子育て環境の整備に注力できるような状況となっていない。</p> <p>「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」を提示されたところがあるが、この方法では教育・保育従事者及び常勤・非常勤の別に報告が必要となっている賃金改善実績報告書の作成に対応できておらず、「簡便な方法」を推奨されるのであれば、賃金改善実績報告書の簡素化が必要である。</p> <p>処遇改善が適切に行われる必要があることは理解できるが、公定価格総額に対する人件費割合で算出する方法など、明確かつ単純な評価基準の設定を行い、少なくとも施設側が制度を理解し自ら給付費を容易に算定できる仕組みにすべきであり、様々な事務連絡等を示されても問題が解決されていないということは、抜本的に制度を見直す必要があると考える。</p> <p>今後、事務負担の軽減について検討していくことが、実際に事務を行っている自治体や施設の意見が反映されるよう、十分考慮していただきたい。</p>		<p>【静岡県】 処遇改善等加算に係る事務について、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を省略することなど、現在示されている方法を行ってもなお、多大な書類の確認が必要となっており、簡素化が図られているとは言えない。</p> <p>【山形小野田市】 回答にあるような簡素化をもっとしても、多大な事務の負担解消には至っていない。保育現場から多くの問い合わせがあり、内閣府に照会しても迅速な回答が得られない状況で、現場はかなり混乱しているということを御理解いただきたい。</p> <p>【山形市】 事務連絡、Q&A集は、いずれも当該年度の取り扱いを、当該年度に入ってから発出している状況。各施設・事業者の運営計画、人材募集・配置、資金計画や、自治体の予算編成のためには、適用すべき年度の前年度に通知やQ&A等を発出し、理解につなげるべきである。また、加算認定に至っていない場合の既払い等についても言及しているが、加算認定に至らない主たる要因は、届通知が発出されないことによるものである。施設や自治体側に加算認定に至らない主たる要因がある場合は、平成27年2月9日事務連絡の有効性が見込めるが、各届通知の発出が当該年度に入ってからなされている状況では、「自治体の実情により必要と認められる場合」とは考えられない。</p> <p>取扱いについての理解を深めるためには、Q&A集、事務連絡等の発出を、適用年度の前年度、地方自治体の予算編成時期に間に合うように発出いただくとともに、国による自治体等を対象とした説明会等の実施をお願いしたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>処遇改善等加算については、従来より通知やFAQで取扱いをお示しするとともに、平成29年度当初予算により措置した子ども・子育て支援推進補助金により、事業者を対象とした説明会の実施に (17) 子ども・子育て支援法(平24法65) (18) 子ども・子育て支援法(平24法65) (19) 子ども・子育て支援法(平24法65) (20) 子ども・子育て支援法(平24法65) (21) 子ども・子育て支援法(平24法65) (22) 子ども・子育て支援法(平24法65) (23) 子ども・子育て支援法(平24法65) (24) 子ども・子育て支援法(平24法65) (25) 子ども・子育て支援法(平24法65) (26) 子ども・子育て支援法(平24法65) (27) 子ども・子育て支援法(平24法65) (28) 子ども・子育て支援法(平24法65) (29) 子ども・子育て支援法(平24法65) (30) 子ども・子育て支援法(平24法65) (31) 子ども・子育て支援法(平24法65) (32) 子ども・子育て支援法(平24法65) (33) 子ども・子育て支援法(平24法65) (34) 子ども・子育て支援法(平24法65) (35) 子ども・子育て支援法(平24法65) (36) 子ども・子育て支援法(平24法65) (37) 子ども・子育て支援法(平24法65) (38) 子ども・子育て支援法(平24法65) (39) 子ども・子育て支援法(平24法65) (40) 子ども・子育て支援法(平24法65) (41) 子ども・子育て支援法(平24法65) (42) 子ども・子育て支援法(平24法65) (43) 子ども・子育て支援法(平24法65) (44) 子ども・子育て支援法(平24法65) (45) 子ども・子育て支援法(平24法65) (46) 子ども・子育て支援法(平24法65) (47) 子ども・子育て支援法(平24法65) (48) 子ども・子育て支援法(平24法65) (49) 子ども・子育て支援法(平24法65) (50) 子ども・子育て支援法(平24法65) (51) 子ども・子育て支援法(平24法65) (52) 子ども・子育て支援法(平24法65) (53) 子ども・子育て支援法(平24法65) (54) 子ども・子育て支援法(平24法65) (55) 子ども・子育て支援法(平24法65) (56) 子ども・子育て支援法(平24法65) (57) 子ども・子育て支援法(平24法65) (58) 子ども・子育て支援法(平24法65) (59) 子ども・子育て支援法(平24法65) (60) 子ども・子育て支援法(平24法65) (61) 子ども・子育て支援法(平24法65) (62) 子ども・子育て支援法(平24法65) (63) 子ども・子育て支援法(平24法65) (64) 子ども・子育て支援法(平24法65) (65) 子ども・子育て支援法(平24法65) (66) 子ども・子育て支援法(平24法65) (67) 子ども・子育て支援法(平24法65) (68) 子ども・子育て支援法(平24法65) (69) 子ども・子育て支援法(平24法65) (70) 子ども・子育て支援法(平24法65) (71) 子ども・子育て支援法(平24法65) (72) 子ども・子育て支援法(平24法65) (73) 子ども・子育て支援法(平24法65) (74) 子ども・子育て支援法(平24法65) (75) 子ども・子育て支援法(平24法65) (76) 子ども・子育て支援法(平24法65) (77) 子ども・子育て支援法(平24法65) (78) 子ども・子育て支援法(平24法65) (79) 子ども・子育て支援法(平24法65) (80) 子ども・子育て支援法(平24法65) (81) 子ども・子育て支援法(平24法65) (82) 子ども・子育て支援法(平24法65) (83) 子ども・子育て支援法(平24法65) (84) 子ども・子育て支援法(平24法65) (85) 子ども・子育て支援法(平24法65) (86) 子ども・子育て支援法(平24法65) (87) 子ども・子育て支援法(平24法65) (88) 子ども・子育て支援法(平24法65) (89) 子ども・子育て支援法(平24法65) (90) 子ども・子育て支援法(平24法65) (91) 子ども・子育て支援法(平24法65) (92) 子ども・子育て支援法(平24法65) (93) 子ども・子育て支援法(平24法65) (94) 子ども・子育て支援法(平24法65) (95) 子ども・子育て支援法(平24法65) (96) 子ども・子育て支援法(平24法65) (97) 子ども・子育て支援法(平24法65) (98) 子ども・子育て支援法(平24法65) (99) 子ども・子育て支援法(平24法65) (100) 子ども・子育て支援法(平24法65)</p>	<p>6【文部科学省】 (17) 子ども・子育て支援法(平24法65) (18) 子ども・子育て支援法(平24法65) (19) 子ども・子育て支援法(平24法65) (20) 子ども・子育て支援法(平24法65) (21) 子ども・子育て支援法(平24法65) (22) 子ども・子育て支援法(平24法65) (23) 子ども・子育て支援法(平24法65) (24) 子ども・子育て支援法(平24法65) (25) 子ども・子育て支援法(平24法65) (26) 子ども・子育て支援法(平24法65) (27) 子ども・子育て支援法(平24法65) (28) 子ども・子育て支援法(平24法65) (29) 子ども・子育て支援法(平24法65) (30) 子ども・子育て支援法(平24法65) (31) 子ども・子育て支援法(平24法65) (32) 子ども・子育て支援法(平24法65) (33) 子ども・子育て支援法(平24法65) (34) 子ども・子育て支援法(平24法65) (35) 子ども・子育て支援法(平24法65) (36) 子ども・子育て支援法(平24法65) (37) 子ども・子育て支援法(平24法65) (38) 子ども・子育て支援法(平24法65) (39) 子ども・子育て支援法(平24法65) (40) 子ども・子育て支援法(平24法65) (41) 子ども・子育て支援法(平24法65) (42) 子ども・子育て支援法(平24法65) (43) 子ども・子育て支援法(平24法65) (44) 子ども・子育て支援法(平24法65) (45) 子ども・子育て支援法(平24法65) (46) 子ども・子育て支援法(平24法65) (47) 子ども・子育て支援法(平24法65) (48) 子ども・子育て支援法(平24法65) (49) 子ども・子育て支援法(平24法65) (50) 子ども・子育て支援法(平24法65) (51) 子ども・子育て支援法(平24法65) (52) 子ども・子育て支援法(平24法65) (53) 子ども・子育て支援法(平24法65) (54) 子ども・子育て支援法(平24法65) (55) 子ども・子育て支援法(平24法65) (56) 子ども・子育て支援法(平24法65) (57) 子ども・子育て支援法(平24法65) (58) 子ども・子育て支援法(平24法65) (59) 子ども・子育て支援法(平24法65) (60) 子ども・子育て支援法(平24法65) (61) 子ども・子育て支援法(平24法65) (62) 子ども・子育て支援法(平24法65) (63) 子ども・子育て支援法(平24法65) (64) 子ども・子育て支援法(平24法65) (65) 子ども・子育て支援法(平24法65) (66) 子ども・子育て支援法(平24法65) (67) 子ども・子育て支援法(平24法65) (68) 子ども・子育て支援法(平24法65) (69) 子ども・子育て支援法(平24法65) (70) 子ども・子育て支援法(平24法65) (71) 子ども・子育て支援法(平24法65) (72) 子ども・子育て支援法(平24法65) (73) 子ども・子育て支援法(平24法65) (74) 子ども・子育て支援法(平24法65) (75) 子ども・子育て支援法(平24法65) (76) 子ども・子育て支援法(平24法65) (77) 子ども・子育て支援法(平24法65) (78) 子ども・子育て支援法(平24法65) (79) 子ども・子育て支援法(平24法65) (80) 子ども・子育て支援法(平24法65) (81) 子ども・子育て支援法(平24法65) (82) 子ども・子育て支援法(平24法65) (83) 子ども・子育て支援法(平24法65) (84) 子ども・子育て支援法(平24法65) (85) 子ども・子育て支援法(平24法65) (86) 子ども・子育て支援法(平24法65) (87) 子ども・子育て支援法(平24法65) (88) 子ども・子育て支援法(平24法65) (89) 子ども・子育て支援法(平24法65) (90) 子ども・子育て支援法(平24法65) (91) 子ども・子育て支援法(平24法65) (92) 子ども・子育て支援法(平24法65) (93) 子ども・子育て支援法(平24法65) (94) 子ども・子育て支援法(平24法65) (95) 子ども・子育て支援法(平24法65) (96) 子ども・子育て支援法(平24法65) (97) 子ども・子育て支援法(平24法65) (98) 子ども・子育て支援法(平24法65) (99) 子ども・子育て支援法(平24法65) (100) 子ども・子育て支援法(平24法65)</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>現行制度で対応可能であるのであれば、都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査にゆだねることができることを明確にするよう通知の発出を求める。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管府省からの回答が「都道府県・市町村の事情・意向に応じて、個別に対応することは可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査に委ねる(相手側の監査を信頼して、自らの監査は省略することができる)ことについて、それにより監査に漏れや不十分な部分が生じることのないよう十分な注意が必要であるが、実効性のあるメリハリをつけた監査となるよう周知する通知等を発出することを検討する。</p>	<p>6【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26)、児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法6) 特定教育・保育施設の施設監査(学校教育法、児童福祉法46条1項及び59条1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律19条に基づく監査等を行う。)及び確認監査(子ども・子育て支援法14条及び38条に基づく監査等を行う。)については、実施主体間で協議の上、効果的・効果的な指導監査となるよう重複する監査事項を一元化できるとし、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>
<p>本市においては、保育所・認定こども園・地域型保育施設を新設する場合に、事業者決定の公平性及び決定過程の透明性を確保するために、公募による事業者決定を行っており、公募前に、事業者に対する施設整備補助の予算が成立していることを条件として、当該公募を行うことが可能となります。 当初予算を根拠として公募を行う場合は、交付金のスケジュールの関係上、予算の成立時期が交付金の内示前となるため、公募による事業者決定の後に事前協議を行い、交付金の内示をいただくことは可能ですが、補正予算を根拠として公募を行う場合は、当該補正予算の要求段階で交付金の内示を得て、財源を確保していることが条件となるため、公募を行う前に事前協議を行い、交付金の内示をいただく必要があります。 今後の事業者決定において、公募以外の方法を選択することは困難な状況であるため、国の手順が現状のままであれば、本市においては補正予算による緊急的な保育所等の新設ができないこととなります。今後も、緊急的な施設整備等のために補正予算による対応が必要となるケースは発生すると思われ、保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金の事前協議において、本市の提案どおり、事業者が決定していることに準ずる状態であれば、事前協議への参加を認めていただき、再度のご検討をお願いいたします。</p>		<p>【磐田市】 ○想定される懸念事項を解消できる「法人が確定していることに準じる条件」の検討をいただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>○法人から新たな施設整備の打診を受けている段階等、事業者が確定しない段階で事前協議を行うことを可能とした場合、適切な事業者かの確認や事業の確実な実施の担保ができないことから、緩和することは困難である。 ○それぞれの市町村の事情に応じた時期に事前協議が出せるよう、年間複数回の内示を行うとともに、年間の申請スケジュールを年度当初に周知すること等については引き続き取り組んでいきたい。</p>	<p>6【文部科学省】 (7)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。 ・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省) ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続を行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)</p>
<p>○本県の福祉学科・コースのある高等学校では、学習指導要領に基づいた十分な一般教養と福祉施設との連携による専門知識・技能をバランスよく履修し、介護人材としての知識・技能に加え、社会人としての十分な教養・知識を習得できるよう努めており、本県の福祉学科・コースのある高等学校を卒業した生徒が介護福祉士養成施設等で不足科目等を履修することで、高等学校と介護福祉士養成施設を通じて、介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応できる十分な知識・技能を身に付けることは可能であり、介護福祉士の質の低下を招くことはないと考えます。 ○現行、介護福祉士国家試験の受験資格として、①介護福祉士養成施設(2年以上)、②福祉系大学等を卒業後の介護福祉士養成施設(1年以上)、③福祉系高校(3年間)は同等に認められており、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に養成施設で履修した科目とみなさないことは合理的とはいえない。</p>		<p>【酒田市】 ○後援については、受講内容の共通化などをして、各学校段階で受講できるようにしたうえで、学校自体の卒業単位という位置づけから切り離し、介護福祉士資格取得のための必要受講科目にすることで高校でも大学でも履修実績を共有できるものと思われ、</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○総履修時間数の不足を理由に福祉系高校の指定を受けていない高校についても、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件を満たす場合には、養成施設における科目の履修に代えることを認めるべきではないか。 ○介護福祉士国家試験の受験資格として、①介護福祉士養成施設(2年以上)、②福祉系大学等を卒業後の介護福祉士養成施設(1年以上)、③福祉系高校(3年間)は同等に認められており、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に養成施設で履修した科目とみなさないことは合理的ではないのではないかと。 ○長野県の福祉系学科・コースのある高等学校の教育内容と介護福祉士養成施設の教育内容の実質的同等性の検討状況はどうか、(可能であれば追加共同提案団体についても同様)</p>	<p>第1次回答のとおり、介護福祉士養成施設の基準としては、原則2年間1850時間の履修、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件などが設けられており、これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したことを認めることは、介護福祉士の質の低下を招く恐れがある。 また、現行の学校教育の制度上、高等学校で履修した科目を大学や短期大学等において履修した科目とみなすことはできないこととなっており、ご指摘の提案については実現困難である。</p>	<p>6【文部科学省】 (14)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) 介護福祉士資格については、福祉系高校の指定を受けていない高校において福祉科目を履修した学生も含め、必要な介護人材を地域で育成・養成しているよう、介護福祉士を確保する方策について地方公共団体の意見も踏まえつつ検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p>